

会津若松市議会定例会
令和7年12月定例会議一般質問
質問予定日及び質問順

○ 12月8日（月）（代表質問）

No.	議員名	内 容	頁
1	市民クラブ代表 小倉孝太郎 議員 (一問一答)	1 持続可能な本市の財政運営について 2 職員の労務管理について 3 地域経済活性化対策について 4 熊・イノシシ対策について 5 ごみ減量の推進について	1
2	フォーラム会津 代表 長郷潤一郎 議員	1 熊被害対策について 2 デジタル化について 3 脱炭素化について 4 農地活用について 5 物価高対策について	10
3	立憲連合代表 松崎 新 議員 (一問一答)	1 魅力あるまち会津若松市について	15
4	公明党代表 大山享子 議員 (一問一答)	1 子ども子育て支援について 2 第2期会津若松市地域福祉計画・地域福祉活動計画の総括について 3 健康づくりについて 4 熱中症対策について	20
5	創風あいづ代表 横山 淳 議員 (一問一答)	1 将来人口対策について 2 学校教育について 3 地域資源を活用した観光振興と誘客宣伝について 4 熊との棲分けについて 5 再生可能エネルギーの普及促進について 6 安全で快適な憩い空間の提供について 7 高齢者福祉と高齢者の社会参画について	25

○ 12月8日(月) (個人質問)

No.	議員名	内 容	頁
1	吉田恵三議員 (一問一答)	1 会津若松市勤労青少年ホームの運営について	30
2	高梨浩議員	1 地域運営組織との協働による地域づくりについて	31

○ 12月9日(火) (個人質問)

No.	議員名	内 容	頁
3	原田俊広議員 (一問一答)	1 会津若松市の教育行政について	33
4	中川廣文議員	1 公共施設の在り方について	35
5	渡部認議員 (一問一答)	1 これから観光振興策について 2 市の障がい者支援政策について	38
6	奥脇康夫議員 (一問一答)	1 空き家対策について 2 市営住宅について	41
7	村澤智議員 (一問一答)	1 介護予防の推進について	45
8	小畠匠議員 (一問一答)	1 成果を生み出す行政運営の構築について	49
9	内海基議員 (一問一答)	1 消費喚起事業について 2 サイバー攻撃対策について	53

○ 12月10日(水) (個人質問)

No.	議員名	内 容	頁
10	大島智子 議員 (一問一答)	1 高齢者福祉について	55
11	高橋義人 議員 (一問一答)	1 本市のスポーツ振興について 2 本市の少子化対策について	59
12	大竹俊哉 議員 (一問一答)	1 各種団体の存亡危機について	61
13	平田久美 議員 (一問一答)	1 次代を創る子どもたちの育成について 2 家庭教育の推進について	65
14	石田典男 議員 (一問一答)	1 第三次・担い手3法と本市の公共事業との 整合性について 2 市民の住環境改善への対応について	68
15	譲矢 隆 議員 (一問一答)	1 農業の振興策について 2 脱炭素推進事業について 3 (仮称) 新工業団地整備事業の進捗につい て 4 家庭ごみ直接搬入検査場所について	70
16	成田芳雄 議員 (一問一答)	1 赤井谷地沼野植物群落について 2 会津縦貫南道路と国道118号門田工区の整 備について 3 鳥獣被害対策について	73

【お問い合わせは、会津若松市議会事務局(39-1323)へ】

令和7年会津若松市議会定例会
令和7年12月定例会議一般質問
質問する議員名及び質問内容

※ 再質問において一問一答方式を選択した議員は、議員名の後に
に「一問一答」と記載

◎ 代 表 質 問

1 市民クラブ代表 議 員 小 倉 孝太郎 (一問一答)

(1) 持続可能な本市の財政運営について

① 大型事業に伴う本市財政への影響

- ・ 現在、市が進めようとしている県立病院跡地利活用事業や会津若松駅前都市基盤整備事業などといった大型事業の中で、令和8年度から令和12年度までの5年間で発注されるであろう予定額が10億円を超える公共工事は総額で幾らになるのかを示せ。その中で、指定管理を行う施設がある場合は債務負担行為の想定設定額も示せ。
- ・ そのうち、市債の総発行額と償還期間の平均年数を示せ。
- ・ 大型事業としては、会津若松地方広域市町村圏整備組合でのマテリアルリサイクル推進施設整備事業に対する負担金も勘案しなければならないが、整備費用見込額と負担金を示せ。
- ・ 様々な公共事業が想定される中で、最優先すべきものは道路や上下水道、公共施設、防災無線などといった社会インフラの整備と考えるが、社会インフラの整備と市長の政策的事業の優先順位についての考え方を示せ。
- ・ 構想中の事業を全て行った場合における令和13年度の実質公債費比率、市債残高、財政調整基金残高の見込額をそれぞれ示せ。
- ・ 現時点における中期財政見通しを示した上で、想定している大型事業が財政に与える影響に対する認識を示せ。

② 長期にわたる税収見通し

- ・ 令和6年度の調定済み市税額を示した上で、令和7年度及び令和8年度の調定見込額を示せ。
- ・ 福島市は令和7年9月に、令和7年度の予算をベースとして令和8年度から令和12年度までの5年間の中期財政見通しを試算した結果、令和11年度には財政調整基金と減債

基金の両基金の残高がなくなり、歳出に見合う歳入を確保できないという大変厳しいことが判明した。本市は令和8年度から令和10年度までの3年間の中期財政見通しが公表されているが、中期財政見通しは今後の人口動態が大きく変化することを踏まえていることから、3年間よりも長い期間での見通しを立てることで、更なる危機感を持って市政運営に取り組んでいくべきと考えるが認識を示せ。

③ 町内会・区長会・各種団体等からの要望実現と財政規律

- ・ 想定される大型事業は、本市財政の硬直化を招くものと予想するが、区長会・町内会・各種団体などから寄せられる要望に対してどのように応えていくつもりなのか、財源と併せて示せ。
- ・ 特に、本市の未来を担う子どもたちに対する教育予算確保協議会からの要望については、どの程度の実現を目指していくのか、今年度の要望に対する令和8年度の執行目標を示せ。
- ・ 要望をしてもあまりにも実現しない場合には市政に対する不満や不信感が募り、市民の政治参加の機運が薄れてしまうことを危惧する。市民要望と持続可能な予算執行の在り方についての認識を示せ。
- ・ 災害対応等で臨時に使用することのできる財政調整基金の残高が少ないが故に、令和7年2月の大雪害時には予算措置に躊躇てしまい、その間に雪が踏み固められて雪害が拡大したのではないかといった声が一部の市民から挙がっている。災害対応と予算措置の在り方を今一度見直し、災害時の予算執行に関する明確な基準を設けるべきと考えるが見解を示せ。

(2) 職員の労務管理について

① 市職員の労働環境の影響

- ・ 令和7年4月1日における会津若松市定員管理計画上の目標の職員数と、令和7年4月1日時点の職員数との差異を示した上で認識を示せ。
- ・ 令和2年度から令和6年度までの間で定年前に退職した職員の総数、平均年齢、平均在職年数を示し、年度途中での退職が市政に与えた影響について認識を示せ。
- ・ 令和7年11月1日時点において3か月以上病気により休んでいる職員数を示し、主な原因と対応策、復帰後のケアを示せ。

- ・ 長期にわたって休んでいる職員の業務上のフォローはどうのように行っているのかを示し、市民サービスへの影響に関する認識を示せ。
- ・ 令和 6 年度における職員の時間外勤務の総時間数を示し、時間外勤務が多い部署と仕事内容の属性を示せ。
- ・ 若い職員の定着率が低く、長期にわたって病気により休んでいる職員が多いことは、市民サービスの低下やフォローに回った職員の負担が増加し、更なる過重労働につながると考える。このような状況に対する認識と改善策を示せ。
- ・ 事務事業を増やし続ける行政運営の影響も懸念されるが、事務事業の見直しをする考えはないのか見解を示せ。

(2) 児童扶養手当等の支給に係る詐欺事件

- ・ 本市の元職員による児童扶養手当や子育て世帯への臨時特別給付金、重度心身障がい者医療費助成金における約 1 億 7,700 万円の詐取に対して、未回収の約 8,300 万円の損害賠償を求める民事訴訟の判決が令和 7 年 10 月 16 日に言い渡され、元職員に対して請求どおりの支払いが命じられた。この判決を受けて、本市はどのような権利を獲得し、今後は未回収分の全額回収に向けてどのように取り組んでいくのか示せ。
- ・ 今回の提訴は、元職員に対しての損害賠償請求権が時効を迎えることによる消滅を防ぐ目的であったが、今回の判決によって本件の時効はどのようになったのか示せ。その上で、次の時効までに全額が回収されない場合にはどのような対策が取られるのか示せ。
- ・ 今回の判決により確定した債務者を示し、その債務者が死亡もしくは行方不明になった場合には、債権はどのように回収されるのか示せ。
- ・ 今回の事件は市政に対する市民の信頼を著しく失墜させたものとして、全職員が一丸となって信頼回復に向けて取り組んでいるものと考えるが、まだまだ道半ばである。令和 5 年 2 月 14 日に開催された議員全員協議会資料によれば、再発防止策について、事務分担等の点検や公務員倫理に関する課題への対応、職員の I C T スキル・知識の課題への対応など 7 つの考え方や方針が示されたが、令和 5 年 5 月 23 日の議員全員協議会以降、再発防止策として新たに改善した点や取組があれば示せ。

(3) 地域経済活性化対策について

① プレミアム商品券事業

- 本市では、物価上昇の影響を踏まえて地域内の消費を促進するために、市内の参加店で金券として利用できるプレミアム付き商品券を発行した。発行予定額を大幅に上回る多数の応募があり抽選となつたが、どのような応募状況であったのかを示せ。
- 今回はプレミアム商品券を紙で発行したが、同時に会津コインを利用して還元を行うという、アナログとデジタルの両面からの事業となり、それぞれの特性を活かした市民に優しい取組になったと思われるが、紙と地域通貨の併用による効果に対する認識を示せ。
- 物価高騰対策として政府による総合経済対策（案）の中で「重点支援地方交付金」の追加が発表され、その活用に対して政府が推奨している施策としては、おこめ券やプレミアム商品券の交付、マイナポイントや電子クーポンの発行、LPGガスや灯油の使用世帯への給付、水道料金の減免などが挙げられている。さらに、米価が下がらない現状もあり、おこめ券配布の要望もある一方で、農業従事者の多い本市ではおこめ券であっても他のものも購入できるようにしてほしいとの意見や、今回の抽選に漏れた方をはじめとして再度プレミアム商品券を発行してほしいなどの様々な意見をいただいている。現時点では、予算が成立しないと地方自治体での判断は難しいところもあるが、重点支援地方交付金をどのように活用していきたいと考えているのか方向性を示せ。

② 会津コイン事業

- 会津コインを利用するには会津財布の登録が必要となるが、令和7年11月末現在の会津コイン利用者数と、今までに公的給付金を会津コインで受け取った利用者の人数を種別ごとに示せ。
- 本市では、長引く物価高騰等により影響を受けた地域経済の活性化を図るために地元店舗での消費拡大を後押しし、市内に店舗のある事業者を支援するために、令和7年7月1日より市内の加盟店で会津コインを使って決済した利用者に会津コインを還元する事業を行っている。令和7年11月下旬の還元事業参加ユーザー数と会津コイン利用者に対する割合、累計還元額、予算執行率を示し、予算執行率に対する認識を示せ。

- ・ 令和7年11月末時点での会津コインが利用できる加盟店数を示し、加盟店からはどのような声が挙がっているのかを示せ。
- ・ 令和7年11月6日に開催された産業経済委員会協議会の資料によると、地域内消費喚起事業「会津コイン還元事業」において、還元上限額の引上げ及び還元対象期間の延長がなされた。事業期間の途中での変更はなぜ行われることになったのか、その経緯と変更による効果についての認識を示せ。
- ・ 令和7年11月末の決済をもって、既に受けている還元額のリセットを行うことで、1ユーザー当たり最大総還元額30,000円を満額受け取れない市民もいることになるが、単純に総額を引き上げるのではなくリセットを行う理由を示せ。
- ・ 今回の還元事業は、消費を後押しすることで市内の事業者を支援することが目的であるが、そもそも会津コインを利用する方を増やしていくかなければ一過性の効果にしかならないと考える。地域通貨の成功の鍵は「地域をどのように変えたいのか」という長期的なビジョンだと考えるが、市の見解を示せ。

③ ガソリン税暫定税率の廃止

- ・ ガソリン税は昭和49年に道路整備などの財源確保のために開始されたが、政府は12月末に、1リットル当たり約25円のガソリン税暫定税率廃止を行うとしている。この影響について、第一生命経済研究所によると、車を所有していない世帯を含めた2人以上の1世帯当たりの全国平均で年に約7,600円の負担減になると試算している。減税の恩恵は地方圏の方が車を利用する機会が多いとされているため、福島市では2人以上の1世帯当たりの平均で年に約9,046円の負担減であると試算されているが、市の歳入への影響はどの程度になると考えられるのか認識を示せ。
- ・ ガソリン税暫定税率の廃止による価格引下げは家計にとっては嬉しいものの、地方自治体としての財源で考えると地方揮発油譲与税は一般財源としての取扱いであることから、減少分をどのように補うのかが課題となる。市町村単位での減少のみならず、都道府県分の減少による補助金や共同事業への影響も考慮すると、市は今回の地方揮発油譲与税の減少に対する財源の補填をどのように考えているの

か見解を示せ。

(4) 熊・イノシシ対策について

① ツキノワグマ被害防止対策に係る県との連携体制

- ・ 令和7年度における本市の11月までの熊の目撃件数と熊による人身被害の件数を示せ。
- ・ 福島県より発令された「ツキノワグマ出没警報」及び令和7年10月20日に開催されたツキノワグマ被害防止対策緊急関係部局長会議で市長によって発表されたツキノワグマ対策に係る「緊急メッセージ」について、どのように周知を行ってきたのかを示せ。
- ・ 福島県は令和7年10月23日付けで、熊被害防止のためのパトロール、花火による追い払い、熊用の箱わなや熊撃退スプレーなどを県が購入して市町村へ配布や貸出しするなどといった、ツキノワグマの被害防止緊急対策事業を行う経費として補正予算約3,000万円を専決処分した。この予算においては各自治体の要望を聞き、自治体のサポートも行うということであるが、本市はどのような要望を出し、本市に対する支援はどのようなものが期待されるのか認識を示せ。
- ・ 福島県とは今後も十分な情報交換を行い、様々な支援を要請することが喫緊の課題であると考えるが、福島県をはじめとする、猟友会や警察などといった関係機関との今後の連携体制を示せ。

② 捕獲に従事する関係者からの声

- ・ 令和6年は熊の主食のドングリが豊作で繁殖が活発であったと見られることから、今年は例年より出没が増える可能性が高いとの専門家の指摘が令和7年5月4日の福島民友新聞で報道されていたが、熊が冬眠を終えた5月以降、どのような対策を取ってきたのか示せ。
- ・ 鳥獣被害対策実施隊のハンターが出動する際は銃を携帯するだけであり、決して安全な活動ができる状況であるとは言えないと考えるが、安全対策はどのように取られているのかを示せ。
- ・ 実施隊のハンターなどは常に危険と隣り合わせでの出動であり、実際に全国各地で被害に遭っている報道がなされている。被害に遭ったときの補償はどのようにになっているのか示せ。
- ・ 福島県猟友会によると、令和7年の県内の猟友会会員数

は 2,589 人であり、4 年前に比べて 200 人以上減少しており、平均年齢も 65 歳となっている。本市においても獣友会会津支部の会員は減少傾向にあり、高齢化が止まらないことから、捕獲従事者の担い手の確保が急務であるが、人材育成に対してどのような対策を行っていくのか見解を示せ。

- 農林水産省は、農作物や日常生活に影響を与える鳥獣被害を防ぐために、熊の捕獲やわなの設置などに対する支援として「鳥獣被害防止総合対策交付金」の制度を設けており、環境省では、指定管理鳥獣対策事業の中で、個体数管理を行うことを主眼としての捕獲に対する交付金制度が存在している。しかし、特に熊を捕獲する際の危険度や出動回数といった負担増を考慮すれば、現在の報酬が低いという声が上がっており、危険を伴う特殊な重労働に対してのモチベーションが上がらず、後継者の育成もままならないと考える。また、イノシシのわなに熊がかかり、わなを破壊しても、わなの設置者の自費によっての修理を余儀なくされ、熊の捕獲に対する報酬は各自治体任せとなっている。実施隊のハンター及びわな設置者に対する今後の報酬の見直しについて検討すべきであると考えるが、現在の本市での熊の捕獲に関する報酬体系を示した上で、市の見解を示せ。
- 令和 7 年度は各地で熊被害が過去最多となっており、その対策費用としてふるさと納税を活用しようという動きがある。秋田県にかほ市では、熊被害の多発した令和 5 年 12 月より、「熊といい距離プロジェクト」を立ち上げて既に寄附を募っている。その他にも、宮城県富谷市、秋田県大館市、山形県酒田市、山形県新庄市などが準備を始めていると聞き及んでいる。本市でも今後も対策費用が必要であることから、同様の取組を検討すべきであると考えるが見解を示せ。
- 熊やイノシシを捕獲するには、箱わなやくくりわななどがあり、保有している絶対数が足りないと聞き及んでいるが、その声に対する認識及び対策を示せ。
- 熊による人的被害が深刻であることから、秋田県知事は箱わなの設置や駆除した個体の処理などについて自衛隊の協力を求めた。それに対して防衛省は秋田県に自衛隊の派遣を決定した。今後、本市において人的被害が深刻化した場合、自衛隊の派遣要請についてはどのような手順となる

のか示せ。

- ・ 現在は主に農政部が主となって鳥獣対策に当たっているが、熊やイノシシなどの目撃箇所によっては、教育委員会、健康福祉部や市民部等との連携が必要になってくると考えられる。府内における連携体制はどのようにになっているのか認識を示せ。
- ・ 生活圏への熊の出没を受けて、須賀川市、鏡石町や天栄村は鳥獣被害対策実施隊員の広域運用を開始した。近隣市町村との連携についてはどのように考えているのか見解を示せ。
- ・ 令和7年10月30日に福島市の佐原小学校で熊2頭が目撃されたことを受けて、同校は授業をオンライン授業に切り替えて対応した。本市において小・中・義務教育学校等で熊の目撃情報が寄せられた場合、授業はどのように行われ、学びの場はどのように確保されるのかを示せ。

③ 改正鳥獣保護管理法の運用

- ・ 令和7年9月1日にいわゆる鳥獣保護管理法が改正となり、農地や建物内などの人の日常生活圏に熊やイノシシといった危険鳥獣が出没し、住宅への侵入のおそれがあるなどの一定条件を満たした場合には、安全を確保した上で自治体判断によって緊急的に銃猟を可能とする「緊急銃猟」が可能となった。それを受け、仙台市では令和7年10月15日に同市の住宅街に熊1頭が出没したことから緊急銃猟を実施し、駆除を行った。本市では、緊急銃猟に対してどのような準備を行い、どのように実施するのか見解を示せ。
- ・ 全国的に熊による被害が相次いでいることを受けて、令和7年11月6日に警察庁は、これまでハイジャック事件などに限定していたライフル銃の使用について、警察官がライフル銃を使って熊を駆除することが可能になるように国家公安委員会規則を改正した。ライフル銃は拳銃よりも長射程で強力であるため、人身被害の防止に役立つと考えられるが、この改正による効果をどのように捉えているのか認識を示せ。
- ・ 本市では（第4期）会津若松市鳥獣被害防止計画を策定して、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、カラスなどを対象として被害の防止についての対策を立ててきたが、令和5年度から令和7年度までの計画期間となっていることから、この計画について

ての総括を示せ。

- ・ 今後、（第5期）会津若松市鳥獣被害防止計画が策定されると考えるが、その策定状況と方針を示せ。

(5) ごみ減量の推進について

① ごみ減量の進捗状況

- ・ 市では、令和6年5月20日の「ごみ緊急事態宣言」による取組により、市民や事業者と危機意識を共有し、燃やせるごみの削減に取り組んできた。この取組を通じて、資源循環型社会の形成やごみ処理に係る行政サービスを維持していくためには、市民とともにごみの分別と減量を確実に継続して行っていくことが必要であると判断し、令和6年12月20日に、「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方」を示し、持続可能なごみ処理体制の構築や、ゼロカーボンシティの実現などを目指して、令和8年4月から家庭ごみ処理有料化制度を導入することとした。一方で、有料化の導入が決定したことにより、市民のごみ減量に対する意識が薄れてきているような事例も聞き及んでいる。本市の令和7年8月から10月までの家庭系及び事業系の燃やせるごみの前年同時期比の実績を月ごとに示し、ごみ減量の進捗状況に対する認識を示せ。

- ・ 令和8年3月から新ごみ焼却施設の本格稼働が開始されるが、それに先駆けて令和7年11月末より試験運転が開始された。令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化制度を導入するに当たってごみ排出の駆け込み需要が想定される中で、新ごみ焼却施設の供用開始に向けてのごみ減量の見通しと、引き続きごみ減量に向けてどのように取り組んでいくのかを示せ。

- ・ 新ごみ焼却施設の供用開始に向けて、新ごみ焼却施設の処理能力を超えるごみが発生した際の対応として会津若松地方広域市町村圏整備組合議会では、早ければ令和8年度からでも受入制限もあり得るとの答弁がなされているが、本市は処理しきれないごみが発生したときの対応をどのように考えているのか見解を示せ。

② 家庭ごみ処理有料化に伴う指定ごみ袋

- ・ 本市は令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化制度の導入に伴って指定ごみ袋を作成し、市民への周知を含めて事前にごみ袋を全戸配布するとしている。その手段として宅配業者による配布を想定していると聞き及んでいるが、送

付開始の時期と配布に係る経費を示せ。また、この冬の長期天気予報によれば、東北日本海側では12月に平年より雨や雪の日が多く、1月には曇りや雪の日が平年並みということであることから、令和8年の2月や3月には令和7年の2月や3月の大雪の時のような交通渋滞が起こる可能性もあるが、全戸配布についてどのような対策を考えているのかを示せ。

- ・ 指定ごみ袋は燃やせるごみと燃やせないごみとで色分けを行い、視覚障がいをお持ちの方に配慮した色を採用したが、その他にも指定ごみ袋を作成するに当たって配慮を行った点があれば示せ。

2 フォーラム会津代表 議員 長郷 潤一郎

(1) 熊被害対策について

① 熊による被害状況・課題・対策

- ・ 熊が私たちの生活の場に出没して人を恐れずに危害を加えることが連日起こっている。私たちの生命に関わる問題であり、今までのようく熊を山に追い払うだけでは解決に至らない。抜本的な対応が必要である。本市近郊の熊の個体数と経年の熊の個体数傾向を示せ。
- ・ 令和7年9月より、緊急銃猟の運用が始まったが、熊の駆除は猟友会に依頼している状況にある。市街地等で銃を使用することは猟友会会員に大きな負担や責任が掛かっている。人に危害を与える危険性のある熊を駆除することは、本来は警察や市町村が行うべきであると考える。そして、行政においてはガバメントハンターの人材確保など熊駆除及び長期の熊管理を積極的に行っていくべきものと考えるが認識を示せ。
- ・ 熊が人の生活圏に現れる原因の一つとして、イノシシや鹿の増加により山の餌の取り合いが考えられているが、熊やイノシシ、鹿の生態を調査管理しながら熊やイノシシ、鹿も駆除する必要があると考えるが認識を示せ。また、これまでのようく熊を山に返すだけでなく、計画的に駆除することが住民の安全確保に最も重要なことと考えるが認識を示せ。
- ・ 駆除した大型鳥獣の処分について、ジビエとして活用できる解体施設を整備すべきと考えるが認識を示せ。また、一方で大型鳥獣の焼却処分に関しては、会津若松地方広域

市町村圏整備組合の新ごみ焼却施設で焼却処分が可能となると聞いているが、大型鳥獣の焼却処分についての見解を示せ。

- ・ 野生動物は移動するため自治体単独での管理は難しいことから、近隣自治体との広域的な組織や県での一括した対策を求めるべきと考えるが認識を示せ。

(2) デジタル化について

① 教育でのデジタル化とペーパーレス化

- ・ 学校における教育の情報化の取組が進み、一人一台のタブレットやICT教材及びインターネット環境の整備により、学校におけるICT環境の整備がなされ、福島県は概ねICT環境は整っている。しかし、児童・生徒のデジタル教材があまり有効に活用されず、先進国の中でデジタル活用が遅れているとの指摘もある。一人一台のタブレットが整備されて5年程度が経過するが、デジタル教育の効果について示せ。
- ・ 国の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」から、福島県は教員のICT活用指導力が全国平均より低い結果であり、研修を受講した教員の割合も少ないとの調査結果が出ている。教員のICT活用指導力強化に取り組む必要があると考えるが認識を示せ。また、AI等の活用によって効率的な労働が可能になることから、教員の労働時間は改善が期待される。デジタル導入後の教員の時間外労働の推移を示せ。
- ・ デジタル化の推進や環境問題とも相まってペーパーレス化の推進が進められている中、デジタル教科書が正式な教科書として認められる予定であるが、デジタル先進国の中にはデジタル教科書活用が成果を挙げていない事例も報告されている。教育の分野において、デジタルと紙の教材でどちらがより学習効果があるのかは今後の検証と世代間の差もあるものと考えられるが、本市のデジタル教科書の取組において、デジタルと紙での教育効果をどのように認識しているのか示せ。

② 基幹業務システムの標準化

- ・ 基幹業務システムの標準化によって業務の効率化が期待されることなどから、業務システムの改修等が進められている現況にある。業務システムの改修などに各部署で多額の支出がされている。令和6年度の業務システム移行件数

及び金額、令和7年度の業務システム移行計画数及び予算額を示せ。

- ・ 一部の業務システムは移行期限である令和7年度内に完了できない状況になっている。本市はデジタル先進地としてデジタル化を進めてきたにもかかわらず、なぜ業務システムの移行が遅れているのか認識を示せ。また、契約業者に問題はなかったのか示せ。
- ・ システム標準化の遅れによる影響はないのか示せ。そして、移行完了年度が未定の業務システムの対応についての認識を示せ。
- ・ 総合行政システムは10の業務システムが搭載されているが、他の業務システムは単独での運用である。全てを包括するような総合の共通システムにはならないのか示せ。また、業務システム全てのベースには市民の個人情報があることから、全て紐づけされることで更なるシステムの簡素化が図られると考えられる。A Iが管理する一つの業務システムに集約できないのか認識を示せ。

(3) 脱炭素化について

① 再生可能エネルギー促進と課題

- ・ 化石燃料の使用で二酸化炭素が増え、地球規模での温暖化や気候変動に伴う大規模な災害が多発しており、脱炭素化は待ったなしに進められるべき問題となっている。化石燃料の代替としてのエネルギーやA I活用の拡大などによる電力需要は益々増大しており、再生可能エネルギーの活用が期待されている。ゼロカーボンシティを目指す本市における再生可能エネルギーの可能性は多くある。太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱などがあり地域社会に取り入れられている。本市における再生可能エネルギーの割合は全エネルギーのどの程度か示せ。また、今後の再生可能エネルギーの割合をどの程度にすべきと考えているのか示せ。
- ・ 再生可能エネルギーへの転換が進む中での問題も多く発生している。太陽光パネル設置による自然環境破壊や自然災害、パネルの処分問題、風力発電施設による風景・環境悪化や耐用年数が過ぎた施設の不適切な放置問題などが多くあるものと考える。現在進められている「サステナビリティ」の概念には、地域社会に係る視点が欠けているのではないかと考える。真の持続可能性は地域の自然環境や生

活環境との共生は欠かすことができない。再生可能エネルギーとの共生をどのように考えているのか認識を示せ。また、世界の多くの人が日本の四季や自然に感動している。これらを残すことも大切であり、再生可能エネルギーと自然と共生するために条例等で定めておくことが必要と考えるが認識を示せ。

② 地域の再生可能エネルギー

- 今後においてもAIを使うための電力や電気自動車等での電力需要が益々増えてくるものと考えられる。それらのエネルギーを再生可能エネルギーに置き換えることを進めなければならないと考えるが、地域の自然や美観を破壊しないことや地域に調和した再生可能エネルギーを活用するためにも、地域内での再生可能エネルギーを活用することが重要である。地方の再生可能エネルギーを都心部に送るだけのものとせずに、本市が過度の再生可能エネルギーの供給を担わされることのない地域であり続け、最大限の再生可能エネルギーを自然環境と共生して作り出していくことが大切であり、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱など豊富な資源を活用して脱炭素に寄与すべきと考えるが認識を示せ。

(4) 農地活用について

① 市街化調整区域の地区計画基準

- 市街化調整区域においては農地保存が厳格に守られてきた。地区計画に基づいた公共性の高いものを除いては、農地転用等の許可は難しいとの認識であった。そして、地区計画においても優良農地の転用はできる限り避け、雑種地や市街地隣接地の土地利用がほとんどであったと考える。今後も市街化調整区域の農地には規制がかかるが、遊休農地の活用は誰がどのようにするのか認識を示せ。また、市街化調整区域の地区計画は曖昧であり、地区計画基準を変えることで農地転用は可能との認識も示されているが、農地保全や農地活用のために地区計画も明確にすべきと考えるが認識を示せ。
- (仮称)会津若松市新工業団地基本計画の見直しに関連して、市街化調整区域における地区計画の運用基準を改正することとなった。令和7年9月の議員全員協議会において、事業区域を約16ヘクタールから約30ヘクタールへ変更することが説明された。用地全てが市街化調整区域の優良

な農地であり、当初計画より多くの優良農地を工業用地にすることに問題はないのか認識を示せ。また、この変更で農地転用は可能になるのか示せ。さらに、事業区域が約倍増したが、見直された（仮称）新工業団地整備事業の予算総額及び用地取得助成金等額はいくらになるのか示せ。

② 米政策における農地

- ・ 従来の米政策と農地の関係は、米が過剰の時は減反を行なながら、補助等で農地を守ってきた。米不足で増産する場合は減反農地を活用して増産に対応してきた。現在の国の施策は主食用米の需給見通しについて示すが、米の価格には言及しない方針である。国の猫の目農政により、米の価格によっては稻作農業従事者が更に減ることも考えられる。一度荒れた水田の再使用はほとんど不可能な状況となる。しかし、米の価格や価格保証及び作付面積等に行政の補助や規制が入らないのであれば、農地の活用も自由になるものと考えられるが認識を示せ。

(5) 物価高対策について

① 物価高に対する住民への支援

- ・ 物価高騰が止まらない状況にあり、収入より支出がはるかに多くなっている。また、日本の金利が低いことなどから円安が続き、生活必需品は高騰し続けている。物価高騰で生活必需品の価格がどのようにになっているか調査確認しているのか示せ。また、住民生活がどのような状況にあるかを分析しているのか示せ。さらに、物価高騰での住民生活の影響についてどのように認識しているのか示せ。
- ・ 国の政策では子育て世帯に子ども一人当たり2万円の支給が検討され、暫定ガソリン税及び暫定軽油税の廃止に向けて進められている。高校教育無償化や給食費の無償化についても令和8年度以降に検討されると聞き及んでいる。また、社会保障負担等の大幅な減税をすることは、住民のサービス低下に直結することから減税については慎重に検討されている。物価が高騰する今、国の施策を待ってはいられない。当分の間は市民の生活が苦しくなることは間違いない状況にあると考える。低所得者や年金受給者等は生活が困窮状況にある。市の財政調整基金等を活用すべきときが今であり、特に低所得者に支援をすべきと考えるが、本市としてはこの物価高騰にどのように対応しようとしているのか示せ。

- ・ 食料品も日々値上げされていることから、国では食料品に関して、期限付きの減税や学校給食費の無償化について協議していきたいとの方針であるが、現下においては学校給食費の値上げや給食の質の低下が懸念される。今までも食材費の一部補助などをしてきたが、今後も食材費の補助などを行うとともに学校給食費の抜本的な解決をすべきと考えるが認識を示せ。

3 立憲連合代表 議員 松崎 新（一問一答）

（1）魅力あるまち会津若松市について

① 民主主義に基づく平和なまちづくり

- ・ 日本国憲法の前文では、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」としている。また、第2章第9条では、戦争の放棄を規定している。本市において平和憲法の理念を広める様々な取組をより積極的に推進するために、創意工夫を行い、次代を担う若い世代に対して平和意識の醸成に取り組んでいるが、今後どのように事業を展開するのか示せ。また、令和8年度に進める重点事業について示せ。
- ・ 核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市は、「軍事力による平和」ではなく、憲法の理念に基づいた平和確立のための取組を推進することが求められていると考えるが、市の認識を示せ。また、令和8年度は恒久平和の確立に向けてどのように事業を継続していくのか示せ。
- ・ 学校における平和教育の取組について、学習指導要領では、社会科や道徳科等において国際社会、戦争の歴史、国際理解について学習することが示されている。小・中学校で学習している取組を示せ。また、児童・生徒は、その学びを通しどのように理解を深めているのか示せ。

② 健全な財政運営

- ・ 国は、令和7年6月13日に「経済財政運営と改革の基本

方針 2025」を閣議決定した。この方針は、政府の経済財政政策に関する基本方針を示すものである。政策目標を「1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着。2. 地方創生 2.0 の推進及び地域における社会課題への対応。3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加。4. 国民の安心・安全の確保」としている。そこで、地域の実情や意見を国に反映させるためには、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」の重要性を再認識し、必要な行動をとることとされているが、どのように認識しているのか示せ。

- ・ 本市の令和 8 年度予算編成方針では、「財政運営の根幹である市税を一定水準で確保することが可能な一方で、歳出面では社会保障関係費や物価上昇による各種経費の増加に加え、長期金利の上昇による公債費の増加が避けられない見通しとなっている」としている。財政規律を堅持し、第 7 次総合計画に基づく令和 8 年度事業をどのように行っていくのか示せ。
- ・ 現在、令和 9 年度から 10 年間の計画である次期総合計画の策定に向けた取組が進められている。新たな総合計画策定方針の計画策定の趣旨では、「本市においては、スマートシティ会津若松を掲げ、持続可能な地域社会の構築と地方創生に向け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、魅力的なしごとづくりや新たな人の流れの創出などの取組を推進することで、誰もが安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを進めてきました。引き続き、子どもから高齢者まで誰もが幸せに暮らしていくまちを築き、次の世代へ引き継いでいくためには、本市の歴史、文化、自然、産業、地域資源等を改めて見つめ直し、市民や事業者、行政が様々な課題を共有しながら、共に知恵と力を出し合い、解決につなげていくことが必要不可欠であり、加えて、本市を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえ、価値観やライフスタイルの多様化などに的確に対応したまちづくりを進めていくことが重要です。」としている。私は、本市財政の健全化を堅持し、まちづくりを推進するためには、計画的なまちづくりを行うことが必要であると認識している。そこで、財政健全化を堅持し進めていくことを最優先課題として次期総合計画を策定し、政策、施策、事務事業を進めることが重要であると考えるが、市の認識を示

せ。

- ・ 令和 8 年度当初予算では、「一般財源総額を令和 7 年度当初予算との比較で 10 億 7,004 万円増の 340 億 9,288 万円と見込んだところである」としているが、増額と見込んだ歳入の根拠を示せ。
- ・ 「枠外経費である公債費や職員人件費については、金利の上昇や給与改定などによりその増加が著しく、除雪等委託費についても、令和 6 年度の豪雪への対応や委託単価の上昇を踏まえて増額している。また、重要課題に対応していくため、行政評価で事業効果が高いと認められるものについては、枠配分額を追加する。」としており、枠外経費のうち総合戦略枠 1 億円が計画されている。そこで、重要課題の枠配分追加は、総合計画、個別計画に沿った行政評価の中でどのような事業が行われるのか概要を示せ。そして、どのような判断基準で評価し、事業を推進するのか示せ。
- ・ 会派では、本市小・中学校の給食費無償化については、本市財政健全化の視点と現状の財政運営から考えれば、国、県、市が応分の負担をする給食費の無償化が望ましいとの考え方をしてきた。国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」の第 3 章「中長期的に持続可能な経済社会の実現」、「(3)公教育の再生・研究活動の活性化」の「質の高い公教育の再生」の中で、給食費無償化は、「令和 8 年度予算の編成過程において成案を得て、実現する」と明示した。令和 8 年度から的小・中学校給食費無償化に向けた本市財務部として国、県からの情報がどのように伝えられているのか示せ。また、財務部としての現時点での準備状況を示せ。

③ 子育て支援の充実による未来につなぐひとつづくり

- ・ 令和 7 年度から令和 11 年度までの会津若松市子ども計画が策定された。この計画では、少子化の中で、児童福祉法の理念に沿い、18 歳未満の全ての子どもを対象として、子育て支援の更なる充実を図ることが求められている。こうした子育て支援の充実に向け、私たちの会派は、義務教育に係る保護者負担の軽減についての政策課題を検討してきた。給食費だけでなく学校教材費を含めた諸費用については、国、県そして市がそれぞれ応分の負担をすべきと考える。義務教育に係る保護者負担の軽減が実現できるのか、

市の考え方を示せ。

- 本市では、地域コミュニティーの充実に向け様々な取組を進めている。課題の一つとして出されているのが、少子化が進む地域において、これから的小・中学校の在り方をどのように考え、地域づくりを進めるのかという課題がある。子どもたちの教育上の課題のみならず、地域のコミュニティーの課題とも連動する重要なものであると考える。また、会津若松市公共施設再編プランは令和8年度までの計画である。令和9年度からの公共施設再編プランの施設再編の考え方については、「学校施設再編・活用推進事業」の見直しが検討されると想定される。見直しの中では、小・中学校の統廃合を含めた在り方については、地域住民の意向を大事にすることを前提とすべきである。そこで、小・中学校の統廃合を含めた在り方については、教育委員会自らが問題意識を持ち協議すべきと考えるが、見解を示せ。
- 少子化が進む中でも地域の子どもたちの育ちを見守り、応援できる場がつくられ、家庭、学校、地域のつながりが深まる良い取組が行われている。市は、子どもたちや子育て家庭、学校、地域が互いに理解を深めながら、地域特性を生かした教育環境がつくられるよう、学校運営協議会、地域学校協働本部、地域部活動推進事業を進めている。更なる充実に向けて適切な支援をどのようにしていくのか令和8年度の取組について示せ。また、課題の一つとして児童・生徒の遠距離通学がある。川南小学校と荒鎧小学校、大戸小・中学校に通学している児童・生徒の通学の手段と支援の在り方であるが、教育委員会としての直接的な支援と全庁的にできる支援の在り方について示せ。

④ 循環型社会に向けたゼロカーボンシティとごみの減量化

- 会津若松市第3期環境基本計画では、ごみの減量化を課題としている。その中でも特に、生ごみの処理について大きな課題となっていると認識している。市が生ごみを収集し、堆肥化を行い、そこで発生するメタンガスにより発電するなどの取組を検討する時期にあると考える。これまでの議会での質疑では「会津若松市廃棄物処理運営審議会、収集運搬委託業者、メタンガス発電の計画をしている事業者とは、それぞれ協議を行ってきてている」旨の答弁であった。事業者等の課題解決に向け、令和8年度はどのように

連携していくのか示せ。また、ごみの減量化を進めるためには、関連する条例等の一部改正を行い、市、市民、事業者の責務を明確にするなど、ごみの減量化に向け取り組むべきと考えるが、この1年どのように検討してきたのか示せ。

- ・ 市は、脱炭素先行地域の取組を進める考えを示した。脱炭素に向けた取組とごみ減量化に向けた取組を組み合わせて進めることが望ましい進め方であると考える。生ごみの堆肥化と下水汚泥で発生するメタンガスを利用し発電すること、さらに、太陽光発電や小水力発電、風力発電を組み合わせ、再生可能エネルギーによる電力の地産地消化の取組を通して、地域内経済の循環を進めるべきと考える。脱炭素先行地域の取組について、現在までの個別事業の進捗状況は交付金ベースで、1. 住宅用太陽光発電システム導入初期費用ゼロ推進補助事業が0%。2. 市公共施設へ電力供給を行う再エネ設備等設置事業が37.7%。3. 再エネ導入・省エネ化等推進事業が14.9%。4. 市公共施設省エネ化等推進事業が8.3%。5. その他事業が23.7%である。それぞれの事業についての課題と成果及びその理由を示せ。また、脱炭素先行地域の取組は事業全体を通して予定通り進んでいるのか、進んでいないのか理由とともに示せ。
- ・ 脱炭素先行地域に選定された湊地区では、風力発電事業計画について、地域住民から、再生可能エネルギーそのものについて反対するものではないが、工事による環境破壊、飲料水を確保するための森林涵養の問題など生活環境を脅かすなどの理由から、風力発電事業計画への反対、事業中止を求める声が上がっている。こうした声に市は、「今後の事業者の対応を注視する」と答弁してきたが、この1年どのような事例について注視してきたのか示せ。また、一部住民からは、「本市が条例をつくり、再生可能エネルギーを充実させるとともに、住民の意向が尊重される再生可能エネルギー計画の実行を求めることが目指すべき」との声があり、「本市が条例化を含め法制度を整えるべき」との問い合わせに対し、「促進地域の在り方等について検討を始める」と答弁している。1年間の検討内容を示せ。

⑤ デジタル化と魅力ある地域づくり

- ・ 本市は、デジタル田園都市国家構想交付金事業を具体的に進めている。総合計画と個別計画、事務事業を連携させ、

市民、事業者、関係団体などの意見を聞き、説明責任を果たしながら進めることができることが求められている。令和6年度からは、デジタル田園都市国家構想交付金事業の熟度を上げることを目指してきたとのことであるが、現時点での取組状況についてどのように評価しているのか示せ。また、事業を進めることで、市民理解が進む事例が増えてきていると認識するが、市民からどのような評価が寄せられているのか示せ。さらに、具体的な市民の福祉向上に向けた、令和8年度事業の取組の方向性を示せ。

- ・ デジタル田園都市国家構想交付金事業を具体的に進めてきている中で、令和5年3月に本市は新庁舎の開庁を契機として、窓口サービスなどの事務手続を抜本的に見直すために、「ICTを活用し、行政サービスの変革のため「会津若松市庁内DXアクションプラン」を策定し進めてきた。この計画は、令和4年度から令和7年度までの4年間としている。令和7年度までの具体的な住民福祉の向上に向けた取組事例を示せ。また、市民からはどのような声が寄せられているのか示せ。さらに、令和8年度からどのように進めていくのか示せ。

4 公明党代表 議員 大山享子（一問一答）

（1）子ども子育て支援について

① 5歳児発達相談の在り方

- ・ 発達障がいは、特定の物事への強いこだわりや集団生活が苦手といった症状が、幼少期から現れることが多く、早期の発見と支援が重要であることから、発達障がいの可能性のある子どもやその家族への支援の充実が求められている。市が行っている5歳児発達相談事業の目的、相談と支援の対象となった令和2年から令和6年までの相談件数、児童の割合を示せ。また、支援が必要ではないかと疑われるが支援に至らない場合の理由とその後どのように関わっているのかを示せ。
- ・ 5歳児健康診査は、就学前の子どもの発達状態・特性の発見によってその後の支援へつなげる大切な機会である。同僚議員からも要望のある5歳児健康診査の実施に向けた協議の状況を示せ。
- ・ 妊娠・出産・0歳児から18歳までの子育ての相談窓口として、市はこども家庭センターを設置しているが、子ども

の障がいや発達課題のある子どもを持つ保護者や子どもを預かる施設が安心して相談できるこども家庭センターの役割は大きいと考える。切れ目のない支援体制としてどのように連携しているのか、また、一人一人の発達に応じた専門性の高い支援が求められるがどのように進められているのかそれ示せ。

- ・ 長野県上田市で行っている発達や教育についての相談支援を一本化したこども発達教育総合支援センターの設置が必要と考えるが見解を示せ。
- ・ 文部科学省が令和4年に実施した調査によると、通常学級に在籍する小・中学生の8.8%に発達障がいの可能性があると推定された。また、大人が思い通りに育てられないことによる子どもへの虐待件数と児童・生徒の自殺者が過去最高であり、不登校に悩む小・中学生も増え続けていると危惧されている。特別な支援を要する児童・生徒が増えている現状にあることから「市教育予算編成に関する各校からの要望」において特別支援教育支援員の継続配置と増員の要望が、市内小・中学校22校より出されている。この要望に対しどのように対応するのか市の見解を示せ。

② 広田保育所の今後の取組と課題

- ・ 令和8年4月1日より市立広田保育所は、東京都渋谷区の社会福祉法人どろんこ会による民営での運営となる。市立広田保育所での保育と新たな法人での保育には違いがあると考えるが、どのような保育が行われるのか、具体的に示せ。また、今後の期待と課題があれば示せ。
- ・ 説明会が令和7年10月8日に行われたが、保護者からの意見はどのようなものがあったのか示せ。また、これまで利用している園児、保護者への影響をどのように考えているのか示せ。

(2) 第2期会津若松市地域福祉計画・地域福祉活動計画の総括について

① 第2期会津若松市地域福祉計画・地域福祉活動計画の成果と次期計画の重点策

- ・ 地域福祉の推進をしていく上で、市と社会福祉協議会が一体となり進めてきた当該計画に基づく令和3年度から令和7年度までの5年間の総括としての成果と課題を示せ。
- ・ 第3期計画の策定に向けた計画の方向性と重点策は何か示せ。

② ごみ出しが困難な高齢者・障がい者への支援の在り方

- ・ 市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画において、令和7年の高齢化率が34.5%であり、令和22年は41.3%になると示している。優先的に解決の必要な地域生活課題では、単身高齢世帯の安否確認が46.5%となっており、その他様々な課題が示されている。当該計画では、高齢者のごみ出し支援への課題は挙げられていなかったが、次期第3期計画においては、安否確認と地域の支え合いを兼ねた高齢者、障がいのある方のごみ出し支援が求められると考えるが見解を示せ。
- ・ 家庭ごみの処理有料化が令和8年4月より行われるが、ごみの分別が理解できないことやごみ袋の有料化などにより混乱することが想定される。高齢者や障がい者に対しどのように周知していくのか示せ。
- ・ 市は、地域支援ネットワークボランティア事業によってごみ出しが困難な単身の高齢者・障がい者へのごみ出し支援を行っているが、支援が必要とされる方とボランティアで支援を行う方とのマッチングはどのように取り組んでいるのか示すとともに、現在の支援数とマッチングの課題は何かを示せ。
- ・ ごみ出しが困難な方には、ごみ出し労力の軽減のため戸別収集の取組が必要と考える。戸別収集を行っている自治体では、燃やせるごみの排出量削減の効果が示されている。自宅前にごみを出すことは、ごみ出しの責任が明確化されることで分別が進み、ごみの減量につながると考える。ごみ削減の視点からもごみ出しが困難な方の戸別収集を希望される方への支援が必要と考えるが、収集方法の考え方と課題についての認識を示せ。

③ 終活支援への取組

- ・ 終活とは最後まで自分らしく生きるため、そして後を託された人が困らないよう人生の最後に向けた準備を行うことである。誰もが迎える最後のときまで安心して人生を全うできる取組として取り組む自治体が増えている。病気や災害、事故などで突然意思を伝えられなくなったときには、大切な終活情報を登録しておくことによって、市が本人に代わり情報を必要としている病院や警察、親族や友人に伝えることが出来る事業である。市は住民基本台帳に記載されている65歳以上で登録を希望される方の終活登録を進め

るべきであると考えるが、必要性の認識を示せ。

(3) 健康づくりについて

① 市民の健康への関心の在り方

- ・ 第3次健康わかまつ21計画では、「誰もが健康でいきいきと暮らすことができる持続可能な会津若松市の実現」を目指す姿に掲げ、様々な取組を進めている。市民が健康でいきいき暮らすためには病気を早期発見、治療をしていくことが大事である。基本方針2の「生活習慣病の発症予防と重症化予防」において令和6年度に行われた取組を示せ。また、令和8年度に向けてどのような事に重点を置くことを考えているのか示せ。
- ・ 市は令和7年9月30日に「健康づくり推進条例」を施行した。条例の中にある市民の役割を具体的に示せ。また、この役割を市民が進めるための健康づくりの動機付けとなる取組として、例えば会津コインのポイントを活動の対価として付与するなどのインセンティブが必要と考えるが見解を示せ。

② がん検診推進への取組

- ・ 市の死亡原因の1位はがんであることから、がん検診での早期発見が大事である。検診を推進するためには関係機関との連携が必要であり、市民への啓発も求められる。具体的にどのように周知が行われているのか示せ。
- ・ がん検診の受診率を上げるために、「検診に行かなければならぬ」「検診に行きたい」と思ってもらえる具体的な勧奨が必要であることを令和5年12月定例会議での代表質問で質した。答弁では、「ナッジ理論により特定健診では受診率が向上し一定の効果が得られたが、がん検診においては対象者の把握が困難なことから、年齢や受診状況などを踏まえてナッジ理論の活用を含め効果的な受診勧奨を検討する」と答弁であった。その後、どのような対策を行い受診率の向上を図ったのか見解を示せ。

③ 骨粗しょう症検診の取組

- ・ 骨折が原因の寝たきりや認知症を防ぐための対策として、市は骨粗しょう症の検診を行っている。検診内容と令和4年度から6年度までの対象者数と受診率、医療機関による治療となった割合を示せ。
- ・ 骨粗しょう症は、女性ホルモン（エストロゲン）の減少や老化などによって骨が弱くなり、骨折しやすくなる病気

である。骨折することにより動けなくなり、介護が必要となる状況が危惧される。令和4年度の介護が必要になった女性の主な原因が骨折・転倒で13.3%であった。市は、60歳、65歳の集団検診を行っているが、女性ホルモンの減少は閉経後から進んでおり、骨密度検査での早期発見により食事や運動など生活改善が図られ、早期の治療ができるところから40歳から70歳までの5歳ごとに検査が必要であるとの整形外科の医師からの指摘もある。市民が健康でいきいきと長生きできる安心した生活を送るには、骨粗しょう症検診の充実が必要であるが、対象年齢の拡充ができるのか、また、できない場合の理由を示せ。

(4) 熱中症対策について

① 学校施設への取組

- ・ 近年の気温の上昇は、異常気象の発生頻度を高め災害を引き起こし、私たちの生活や環境に深刻な影響を及ぼしている。夏の暑さから命を守るためにには、空調設備が必要である。子どもたちの学習・生活の場である学校環境において各教室へのエアコンの設置が行われてきたが、「令和8年度市教育予算編成に関する各校からの要望」にある未設置教室へのエアコン設置は、子どもたちが安全に効果的に学習できる環境を整えるために必要である。今後どのようにエアコンの設置を計画しているのか示せ。
- ・ 学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに非常災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要であり、災害時に主な避難先となる体育館への空調設備の設置を推進していく必要がある。学校体育館へのエアコン設置は、市教育予算確保協議会、地区区長会、スクール議会で子どもたちからも要望されている。体育館への空調設備設置については、文部科学省での空調設備整備臨時特例交付金を活用した整備が可能であることから早急に進めていくべきであると考えるが、見解を示せ。
- ・ 國際赤十字などがまとめたスフィア基準には、「避難所において快適温度を提供すること」とある。過去の災害関連死の例からも、避難所の暖房が十分でないことから呼吸器系、循環器系の疾患により、死に至る場合があると指摘されていることから、避難所となる体育館の空調設備整備には、夏の冷房と冬の暖房の両方が必要であると考えるが、

見解を示せ。

- ・ 災害時の避難所においては、ライフラインである電力の供給が途絶えることも考えられる。そこで、空調設備は災害時にも自立発電が可能なガスヒートポンプ方式とすべきと考えるが認識を示せ。
- ② 給水サーバー設置の取組
- ・ 給水型ウォーターサーバーは、熱中症予防や健康管理のための水分補給、ペットボトル購入を減らすことによるプラスごみ削減などの効果がある。市公共施設での設置が必要と考えるが、認識を示せ。
 - ・ 小・中学校における給水サーバーの必要性について見解を示せ。

5 創風あいづ代表 議 員 横 山 淳 (一問一答)

(1) 将来人口対策について

① ふるさと住民登録制度

- ・ 国は関係人口創出の具体策としてふるさと住民登録制度の創設に向けた検討を進めている。ふるさと住民登録制度に対する認識と、この登録制度のモデル事業に、市として参加する意思はあるのか見解を示せ。

(2) 学校教育について

① 3学期制と2学期制

- ・ 教育課程の編成に当たり、市内の中学校の中には従来の3学期制に代わって、前期・後期の2学期制を新たに導入した学校がある。今後の導入に向けて検討している学校はどの程度あるのか示すとともに、2学期制についての見解を示せ。
- ・ 新たに2学期制を導入する場合は、それぞれの学校や学校運営協議会によって協議、決定すると思われるが、教育委員会としての関わりや見解を示せ。

② 教育DXロードマップ

- ・ デジタル庁は令和4年1月に公開した教育データ利活用ロードマップにおいて、教員のICTスキルや知識、端末導入の遅れ、セキュリティ管理などにおいて学校間や地域間の格差が生じたため、令和7年6月に教育DXロードマップに改訂したと認識している。市教育委員会はグランドデザイン2025「憧れ・学び・誇り～凛としたあいづっこ育成～」において、ICTの活用による次世代の学校づくり

りを目標の一つに位置付けている。その中の I C T の活用と指導体制において、I C T の効果的な活用による授業改善を掲げているが、具体例を挙げて取組方針を示せ。また、今後国の教育D X ロードマップをどう具現化するのか見解を示せ。

③ I C T 活用による学習に対する市民の疑問解消

- ・ I C T 活用による学習（以下「デジタル学習」という。）は自動採点まで行う自己完結型のものもあり、自主学習や家庭学習にも非常に効果があると思われる。重要なことは I C T の効果的な活用における教員の関わり方である。教員が多忙を極める中、I C T の活用による授業では I C T 技術や知識の習得、授業の準備など教員の負担は大きい。デジタル学習の課題をどう捉えているか示せ。
- ・ 子どもたちのデジタル学習について、保護者をはじめ、特に紙による教育しか受けてこなかった世代の方々は、デジタル学習に対して漢字が書けなくなる、デジタル教科書は必要ないなどの否定的な考えを持つ方がいる。学校運営協議会等で地域全体に対して、現場の取組を丁寧に説明し、疑問や不安の解消に努めなければならないと考えるが見解を示せ。

(3) 地域資源を活用した観光振興と誘客宣伝について

① 日本遺産再審査

- ・ 「会津の三十三観音めぐり」は、事務局を本市観光商工部が担いながら極上の会津プロジェクト協議会が主体となって事業展開をし、平成28年度に文化庁により日本遺産認定を受けたところであるが、この度の審査の結果、認定を継続するかどうかの判断を保留する「再審査」と判断された。本年度の評価対象は平成28年度と令和元年度に認定を受けた35件であり、現地調査等が行われ、「再審査」となったのが6件であった。この6件に「会津の三十三観音めぐり」が含まれているが、本市観光への影響があるのか示せ。また、10月現地調査が行われ、年内に審査結果が公表される予定とのことである。認定継続の再審査となつた理由と現地調査後の結果、今後の見通しはどうなつてているのか示せ。

② 国際持続可能観光協議会（G S T C）の認定を受けた国際認証団体であるグリーン・デスティネーションズにより持続可能な観光地として本市が世界の持続可能な観光地 100 選（

以下「100選」という。)の一つに選出されたことを受けて

- ・ 今回の100選に申請を行ったのはAiCTコンソーシアムであることから、市の直接の関わりはないと考えるが、世界の優良事例を表彰する制度で日本から本市が選ばれた意味は大きい。市として今回の100選選出をどう評価するか示せ。また、インバウンド誘致や観光誘客における地域内の協働体制について、今後の市の取組方針を示せ。

③ 交流人口の創出とシビックプライド

- ・ シビックプライドとは自分たちのまちや地域を誇りに思い、街や地域づくりに主体的に貢献しようとする意欲である。住民のシビックプライドが高まることでまちのファンが増え交流人口の増加につながると考える。シビックプライドを高めるのに最も良い情報は本市の持つ各種データと考えるが、優秀データの集約、分析、発信を強めるべきと考えるが見解を示せ。

(4) 熊との棲分けについて

① ゾーニングと中山間地域の再生

- ・ 荒れた耕作放棄地や以前緩衝帯だったところの草木を刈り払い、緩衝帯を復活させたり、実をつける広葉樹を山に植林したりするなどして、里山を本来の姿に戻すことが、中山間地域で人が暮らし営農できる環境につながる。このことが熊との棲み分けの根本的施策である。石川県小松市では、地域住民が地元の子供たちと一緒に里山整備を行っている。先進地の取組を研究するなどして、熊との棲分けのために、計画的に中山間地域再生の取組を行うことに対する見解と実現可能性を示せ。

(5) 再生可能エネルギーの普及促進について

① 風力発電に対する市の方針

- ・ 風力発電についての基本方針はこれまでの再生可能エネルギーに係る方針と同じか、それとも風力発電については特別な方針があるのか見解を示すとともに、背炙山における再生可能エネルギーとしての風力発電についての評価を示せ。

② 環境アセスメントに対する市の見解と市民への周知

- ・ 風力発電事業に関しては、市はその建設に係る許可や指導監督の権限を有せず、市の事務事業でもないところであり、環境アセスメントにおける手続きの一環として立地自治体としての意見を求められるだけであるが、風力発電事

業者の環境アセスメントの状況等については市民に対してどのように説明してきたのか示せ。また、猛禽類への影響、低周波音や騒音、土砂災害や景観への影響等、一部の団体やグループの方々が疑問や不安に思っていることに対してどのように関わってきたのか示せ。また、それらの疑問や不安について風力発電事業者へはどのように伝え、どのような回答を得てきたのか示せ。

③ 再生可能エネルギー普及に対する市の考え方

- ・ 太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー普及に対して疑問や不安を訴える声が出てくることは今後も予想される。環境影響評価法に基づく環境アセスメントが適切に実施されていると私は認識しているが、施設については事業の状況を把握し、その情報を市民に分かりやすく伝えしていくという市の姿勢、また地元住民を含め十分な合意が得られない施設には厳しく意見し対応するという市の姿勢は今後も変わらないか示せ。

(6) 安全で快適な憩い空間の提供について

① 公園緑地の水環境の整備

- ・ 公園緑地における現在の散水栓の整備状況について、十分と考えているのか見解を示せ。
- ・ 近年の猛暑を踏まえ、公園での水遊びニーズが高まってきているが、水遊び可能な公園は会津総合運動公園のみである。今後整備される扇町1号公園をはじめとした、今後整備する公園には水遊び施設を設置すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 一つ一つの公園緑地についてトイレや水飲器と花壇の距離や埋設水道管の位置等を詳細に調査分析し、散水栓や水遊び施設の可能性の検討が必要と考えるが見解を示せ。

② 地域住民による緑地整備

- ・ 公園等緑化愛護会（以下「愛護会」という。）は地域コミュニティ団体の一つであるが、まだまだその数が少ないと考える。まちづくり整備課のホームページによれば、当該愛護会の1年間の活動の紹介、報償金が支払われることの記載があるだけで、それ以外の説明がなく、実際の取組事例や申請説明の記載もなく、どうすればよいのか分からぬ。愛護会設置は簡単にできるという周知が不足していると考える。申請を分かりやすくしたり、取組事例を紹介したりして、地域住民による緑地整備、維持管理がもっと

気軽にできるように工夫すべきと考えるが見解を示せ。

(7) 高齢者福祉と高齢者の社会参画について

① 「老人」表記のあり方の見直し

- ・ 本市においては団体名や施設名称を含め「老人」という表記を改めるべきだと考えるが見解を示せ。

② 高齢者等の年齢条件の見直し

- ・ 老人クラブや老人福祉センターなどにおいて、加入者や利用者に年齢条件を付けることは、市民の意欲や意識に良くないと考えることから年齢条件などを見直すべきと考える。「会津若松市には老人はいない」宣言をするくらいの意識改革が必要ではないかと考えるが見解を示せ。

◎ 個人質問

1 議員 吉田 恵三 (一問一答)

(1) 会津若松市勤労青少年ホームの運営について

① 市勤労青少年ホームの現状と課題

- ・ 会津若松市勤労青少年ホーム（以下「勤青ホーム」という。）は、昭和45年に制定された勤労青少年福祉法に基づき昭和50年に開館した施設である。その設置目的は勤労青少年の健全な育成と福祉の増進としており、余暇活動等を通した若者同士の交流の促進を目指している。勤労青少年福祉法が平成27年に改正され、設置根拠規定が廃止となつたことから全国の自治体において勤青ホームの廃止が相次いでおり、施設の老朽化により修繕箇所が多い反面、登録者数の減少や、スポーツ系の講座やクラブ活動の多くが市営の体育館など勤青ホーム以外の運動施設を利用するなどの現状にあるものと受け止めている。現在、勤青ホーム事業や施設の在り方について検討が続けられているが、勤青ホーム登録者数の拡充や施設利用促進に向け、これまでどのように取り組んできたのか、基本的な考え方と主な取組を示せ。
- ・ 勤青ホーム事業以外で、市が取り組んでいる若者同士による出会いの場の創出や交流事業等の主な取組を示せ。

② 勤青ホームの今後の運営

- ・ 人口減少の波を緩やかなものとし、地域や経済の活性化を図るためにには、何よりも若者の地元定着が不可欠であり、このまちへの定住、あるいはUターンに結びつくまちづくりを進めなければならないと考える。その一方で、複雑化・多様化している生活スタイルや暮らし方、様々な働き方がある中で、多くの若者が勤青ホームにおいて余暇活動を楽しみ交流を促進させる状況を創り出すことは困難な時代にある。しかしながら、今こそ若者同士の出会いや交流の場を地域全体の連携、協力のもと意識的に創り出すとともに、若者がまちづくりに携わる機会創出に努めることが、このまちへの愛着と定住につながるものと考える。市は勤青ホームという素晴らしい財産を所有しており、施設の老朽化に伴う多大な修繕費用を要するなどの課題もあるものの、今後、この勤青ホームが若者同士の出会いの場と交流を図る拠点施設として、また、これまで市が行ってきた出

会い事業や交流事業等が、この施設に集う若者の手により企画・開催されるなど、若者によるまちづくりを進める拠点施設として運営される勤青ホームとして、今後ともこの施設運営を存続させるべきであると考えるが認識を示せ。

- ・ 勤青ホーム事業や施設の在り方の検討に当たっては、こうした視点に立ち、勤青ホームの業務や閉館時間の延長、利用者の資格要件の緩和等の変更とともに、勤労青少年ホームという名称の変更も検討する必要があると考えるが認識を示せ。

2 議 員 高 梨 浩

(1) 地域運営組織との協働による地域づくりについて

- ① 自治基本条例に基づく参画及び協働によるまちづくり
 - ・ 会津若松市自治基本条例（以下「条例」という。）においては、第11条で市民は自発的かつ主体的なまちづくりへの参画に努めることを規定し、議会及び市長等は市民がまちづくりに参画する意識の高揚及び参画する機会の創出に努めることとしている。また、第16条において、市長の総合計画策定義務を明記し、その策定に当たっては市民の参画の機会を設けるよう努めることとしている。次期総合計画においては、条例の前文や第1条に明記している「自らの意思で自治による自主自立のまちをつくる」ため、市は、どのような基本構想や基本計画のもと個別事業を展開しようとしているのか、また、市民サービスの需給を持続的なものとするため、自主自立のまちづくりをどのように次期総合計画により進めようとしているのか見解を示せ。
 - ・ 条例第12条第5項には、議会及び市長等は、地域の実情を踏まえ地域のことを市民が自ら考えて実行できる仕組みについて検討することが規定されている。会津若松市議会においても地域づくり団体等との連携による市民福祉の増進を図ることの重要性について強く認識しているところである。市は、第7次総合計画期間中の取組を踏まえ、次期計画では、市民への権限及び財源の移譲等を含めどのような自主自立したまちづくりを条例に基づき行おうとしているのか基本的見解を示せ。
- ② 地域づくり活動への支援
 - ・ 各町内会においては、役員の高齢化やなり手不足など、また、コロナ禍による人的交流の制限などにより、地域活

動の活動量の低下などが発生している。しかし、そういう状況下においても町内会や地域づくり組織の創意工夫により、コロナ禍後の町内祭礼の復活や、各種団体の相互連携や町内会同士の協力などにより、まちのにぎわい創出を図っている実態を把握している。町内会単位や団体単位での地域活動の実施が困難になっている活動等について、隣接する町内会などの連携・情報共有等により解決への糸口が見い出せている事実からも、特に市街地中心部においては、各公民館や各コミュニティセンターを単位とする連携・情報共有の場の設置などにより地域の自治力向上と自主自立したまちづくりを進めることができるのでないかと考えるが、市の見解を示せ。

- ・ 集落支援員の配置については、積極的な募集を行い各地域への配置、対応を図っていることを評価する。平成31年から現在までの期間において、集落支援員の配置にあたっての効果と課題についての認識を示せ。
- ・ 集落支援員が地域の維持活性化に取り組むにあたり、地域住民の声をどのように事業展開に結びつけるのかが重要である。地域住民の声を基にした事業を展開するにあたり、関係部局への相談、許認可取得、支援要請など、本庁に在籍する企画政策部職員、市民部職員などが担当するのではなく、各集落支援員または集落支援員の属する地域において、直接的に事業展開のための実務が遂行できる体制整備により、より一層、自主自立のまちづくりが進展すると考える。現在の集落支援員の持つ権限と義務について、市の見解を示せ。
- ・ 地域運営組織が着実に増加しつつあるが、支援の継続性の確保や、新たな地域への支援体制について職員のみによる支援には課題がある。過去の一般質問においても質疑のあった、地域主体のまちづくりにおける「中間支援組織」の設置にかかる現段階での組織形態、運営、人材確保等の検討状況を示せ。また、地域運営組織のある地域へ、地域づくり専門職の職員の配置についての見解についても併せて示せ。

③ 中山間地域の活力の向上

- ・ 湿、大戸地区において人口減少・少子高齢化対策としての子育て世代の定住支援策の実行は急務である。この間の定住支援住宅の整備に向けては、どのような条件整備でど

のような取組状況となっているのか、事業の着実な進捗に向けた現状における課題を示せ。

- ・ I C T を活用した中山間地域づくり事業として、みなとチャンネル、おおとチャンネルを導入することにより、地域住民間の情報共有が一定程度図られている。この I C T を活用した事業展開が地域づくり活動にどのような成果をもたらしているのか、また、利用者の増加のために必要な対策をどのように展開していくのか見解を示せ。

3 議 員 原 田 俊 広 (一問一答)

(1) 会津若松市の教育行政について

① 本市の学校教育の目標と評価

- ・ 令和 4 年 3 月に中間見直しをした会津若松市教育大綱・教育振興基本計画で、本市の学校教育の目標ともいるべきを目指す姿及び 4 つの施策内容が示されているが、それらがどのように実践され、本市の目指すべき教育となり得ているのか、現在の学校教育の自己評価を示せ。

② 義務教育学校と小規模特認校

- ・ 本市には河東学園と湊学園の二つの義務教育学校がある。令和 3 年 4 月に開校した河東学園は 5 年目となっているが、義務教育学校としたことでのメリットがどの程度発揮できているのか、また、この間の教育実践で明らかになった課題はあるのか、具体的に示せ。

- ・ 大戸小学校と大戸中学校は令和 5 年 4 月から小規模特認校制度を導入しているが、これまでの取組で小規模特認校制度のメリットをどの程度発揮しているのか、また明らかになった課題はあるのか、具体的に示せ。

- ・ 義務教育学校も小規模特認校も、そのメリットを生かすのに肝心なことは、地域とともに学校を運営するという視点とそのための学校運営協議会の活動の活性化であると考えるが、そのことに対する認識を示せ。

- ・ 本市での少子化は年々深刻になる中で、それに対応する学校の在り方と教育ニーズの変化、多様化への対応方法が問われてきていると考える。そのような課題を解決する重要な手段の一つとして、市として義務教育学校や小規模特認校を現在よりも広げていくという検討は行っているのか示せ。

③ 特色ある学校教育と環境教育・防災教育の充実

- ・ 各小学校・中学校・義務教育学校では独自の教育目標を持ち、それぞれの地域の特色を生かした学校運営が行われているが、その中でも特に地元地域と結びついて、児童・生徒が生き生きと取り組んでいる具体例を示せ。
- ・ 特色ある学校運営に取り組む上でも各学校運営協議会の取組が重要になっていると考えるが、市内の学校運営協議会で、本市と地元の歴史と自然を学ぶ教育を重視していくこうという議論はどのようにされているのか、また、その意見をどのように具体化していくこうとしているのか示せ。
- ・ 地球温暖化の急激な進行と異常気象の問題に関連して、地球や日本の環境と防災に対する児童・生徒の関心は高くなっていると考えるが、本市の小学校・中学校・義務教育学校で環境教育、防災教育はどのように行われているか、全体像といくつかの具体例を示せ。
- ・ これからの中学校教育の中で、学力とともに人間性を高める教育を行っていく上で、地球環境の大切さ、命の大切さを学ぶための環境教育と防災教育を今以上に重視していくことが大事だと考えるが、このことに関する認識を示せ。
- ・ 学校体育館は市の避難所にもなっていることから、避難所として使用する際の災害時備蓄品等が配備されているが、児童・生徒の防災教育につながる点もあることから様々活用できると考えるが、その活用についての認識を示せ。
- ・ また令和7年6月定例会議での一般質問に対する教育部長の答弁では「施設の断熱性能等を踏まえた空調能力や空調方式の検討が必要になるほか、設備の設置や電気容量の増設、断熱性能の向上対策に係る工事費、光熱費や保守点検費用などのランニングコストに多額の事業費が見込まれるなど、様々な課題を整理する必要があることから、今後、他自治体の事例を調査研究するとともに、利用実態や施設の老朽化等の状況も踏まえ、各施設における整備方針を検討する」としているが、防災教育の観点から、また、実際の避難所としての安全性と健康維持の観点からも、学校体育館でのエアコンの設置は急がなければならないと考えるが、現時点までの検討状況と今後の方針について示せ。

④ 誰一人として取りこぼさない学校スクリーニング

- ・ 令和7年9月定例会議での学校スクリーニングについての質問に対して市長は「個々の児童・生徒の状況を的確に把握し、それに応じた支援の方向性や支援策を検討するこ

とは、重要かつ必要なもの」と述べ「学校スクリーニングにつきましてもその効果が期待されるアプローチ手法の一つである」と答弁しているが、同時にその導入については「学校スクリーニングを導入し、運用していくに当たっては、ファシリテート技能を持った教職員の育成や、支援が必要な児童・生徒を適切な専門機関へつなぐ人材の確保など、解決すべき課題が多い」とも述べていることに関して、それらの課題をどのように解決していくかと考えているのか示せ。

- ・ また、同定例会議での教育長の答弁では「学校スクリーニング、これも新たな取組ですが、それについても、今の仕組みの中でこの成果が得られるのであれば、今の仕組みの中でやっていきたい。新たにスクリーニングという別な方式でやらなくてはいけないのかどうかも併せて現在研究に入っています」とも述べているが、学校スクリーニングに対する本市での現在の研究・検討状況を示せ。

4 議 員 中 川 廣 文

(1) 公共施設の在り方について

① 公共施設の利活用

- ・ 全国の学校や公民館などの公共施設の多くは1970年代に建てられ、既に40年以上経過している施設も少なくない。本市も例外ではなく、多くの公共施設の老朽化が進行し、その維持管理や補修、整備には多額の費用が必要となることから、今後の公共施設の在り方について更新、統廃合を含め様々な視点からの検討が急務であると考える。公共施設の今後の利活用について、本市においては「公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）」並びに、その個別計画である「公共施設保全計画」及び「公共施設再編プラン」が令和8年度をもって計画期間が終了となり、本市の次期総合計画の策定に合わせ、当該各計画の見直しが図られ公共施設マネジメントを進めていくこととなっている。そこでまず、管理計画策定時に、平成27年度以降40年間に必要な事業費を総額4,574.3億円、年平均で114.4億円とし、過去5年間の年平均事業実績額48.8億円に対し、約2.3倍の金額になると試算されていたが、試算に基づいたこの10年間での実績を示し、試算と乖離した部分があればその原因をどう捉えているか認識を示せ。

- ・ 国の指導で策定された各自治体の管理計画の多くが独自性のない画一的な管理計画となっているとの専門家からの指摘もあるが、本市においては「スマートシティ会津若松」の実現に向け地域性を活かした管理計画の内容となっている。次期管理計画の策定に向け、これまでの10年間の社会環境の変化も踏まえ、どのような理念で計画を見直し、さらに地域性を考慮した内容とするのか認識を示せ。
- ・ 次期管理計画の策定においては、「公共施設マネジメント基本方針」を管理計画に抱合、「公共施設保全計画」と「公共施設再編プラン」を統合し「公共施設マネジメント推進プラン（仮称）」を策定した上で「公共施設再編の考え方（施設再編方針）」をそこに抱合することとなっているが、計画体系を見直すことで具体的にどのような効果があると見込んでいるのか認識を示せ。
- ・ 国からの度重なる管理計画改定の通知などに伴う計画づくりの無限ループから脱却する好機と考えるが、今後、再度国からの指導・通達が発せられた場合に、また新たな計画を策定したのでは再び無限ループに陥ってしまうと考える。見直された計画体系の中で、柔軟に対応できるよう考慮はしているのか市の認識を示せ。
- ・ これまでの管理計画の進捗と課題に関する同僚議員の質問に対する答弁では、公共施設マネジメントの推進に当たり、市民の理解を得ながら合意形成を図っていくことに時間を要することが課題として示されている。そこで、いわゆる「総論賛成・各論反対」の市民意見に対し次期管理計画ではどのように取り組んでいくのか示せ。また、市民理解を深める上で、施設カルテの公表や施設情報の共有について、これまでの効果と次期管理計画での取組を示せ。
- ・ 「公共施設の在り方」は「公共サービスの在り方」でもある。重要なのは公共施設を利用することではなく、市民が質の良い公共サービスを十分に受けられる環境づくりだと考える。公共施設の在り方と公共サービスの提供のバランスについての見解を示せ。
- ・ 他の自治体の管理計画の実施事例をみると、公共施設マネジメントが総量縮減からまち全体、公共空間の経営的な利活用へと対象が広がっているように思われるが、この点、管理計画におけるエリアマネジメントについての認識と今後の方向性を示せ。

② 本市のPPP/PFIの取組

- ・ 持続可能で質の良い公共サービスを提供しつつ、次世代に負担を残さないように公共施設マネジメントを推進していくための手法の一つがPPP/PFIの取組だと考えるが、PPP/PFIの目的は何だと考えるか認識を示せ。
- ・ 本市のPPP/PFI（サウンディング調査を含む）の取組実績を示した上で、各事業でPPP/PFIの手法を取り入れるに至った経緯、効果と課題について認識を示せ。
- ・ PPP/PFIの手法を取り入れて民間活力を導入する際に、まずは市職員が整備等の方向性について理解を深め情報を共有しておくことは非常に重要である。今回の管理計画の見直しに当たり、施設の再編・利活用に向けて重点的に取り組むべき4事業を重点事業として庁内ワーキンググループによる検討を実施したが、実際に参加した職員の反応を含めその効果を示せ。
- ・ 各事業の担当職員が定期的に異動する中で、職員に対する公共施設マネジメントの考え方や今後の進め方について周知を図る機会の確保については検討課題との答弁がこれまでにあったが、このワーキンググループによる検討では、鶴ヶ城周辺公共施設再編・活用推進事業ワーキンググループで「鶴ヶ城周辺エリアの在り方については、市全体で広い視点をもって考える必要がある」「施設ごとに再編の方向性や民間活力導入に対する考え方、施設整備における課題などについて整理を行い、将来に向けた施設整備の方針をまとめる」とあり、スポーツ施設再編事業ワーキンググループでは、「中学校の部活動が地域部活動に移行していくことに伴い、学校外のスポーツ施設の需要が高まっていく見込み」等の貴重な意見も出されており、このような庁内検討の機会を継続・充実させていくことが重要だと考えるが見解を示せ。
- ・ PPP/PFIを取り入れるポイントは、地域の魅力的なコンテンツや人材を活かすことだと考える。市として民間を含めたまちの姿がきちんと見えているか、民間で活用できる施設や機能、ノウハウ、人材を職員がどこまで把握できているのかもPPP/PFIの手法を取り入れる際のカギだと考えるが、庁内ワーキンググループの検討では民間活力導入についての具体的な意見は出たのか内容も含めて示せ。

③ スモールコンセッション

- ・ スモールコンセッションとは、公共施設の所有権は公共に残したまま、運営権を民間に付与するコンセッション方式を小規模案件に適用した形態で、従来の大規模コンセッションに対し、地方自治体が保有する中小規模の公共施設に適したモデルと考える。スモールコンセッションの事業手法については国もその推進に力を入れ始めており、廃校や空き施設等の遊休公的不動産、市に寄附された空き家等の利活用が想定されているが、まず、スモールコンセッション方式に関する市の基本的な認識を示せ。
- ・ これまでPPP / PFIの手法を取り入れるに当たり、スモールコンセッション方式の導入を検討した事例はあるのか示せ。また、スモールコンセッション方式導入に当たって制度面、財政面などの課題をどう認識しているか示せ。

5 議員 渡 部 認 (一問一答)

(1) これからの観光振興策について

① インバウンドの現状と今後の推進策

- ・ 本市がターゲット国としているインバウンドの現状と課題を具体的に示せ。あわせて、それらの状況を踏まえ、今後の取組方針を示せ。
- ・ 中国からのインバウンドが確実に減少しているが、本市の現状と総理国会答弁の影響に対する認識を示せ。その上で今後必要と思われる対策を具体的に示せ。
- ・ 令和7年度策定予定のインバウンドアクションプランの内容と進捗状況を示し、その上で市の考え方と役割を具体的に示せ。
- ・ 今後、アクションプランを具現化するためには、インバウンド誘客や受入体制の強化など、市内事業者などを巻き込んだ取組が必要となり、ますますDMOの役割が重要になると考える。そこで、これまで以上に市との役割を明確化し、DMOが中心となり、インバウンド推進を図るべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 本市のインバウンドを推進するためには、特に広域連携が欠かせないと考える。今後は積極的に会津地域等を巻き込んで推進すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ インバウンドアクションプランを推進することで、会津地域の観光をどのような状態にしていきたいと考えている

のか。その最終目標と可能性を示せ。

② 台湾における市長トップセールスの成果と課題

- ・ 令和 7 年 11 月に実施された極上の会津プロジェクト協議会を中心とする台湾誘客事業の概要と取組成果を具体的に示せ。
- ・ 台湾を含めた海外からの教育旅行誘致の可能性と今後の取組に対する市の考え方を示せ。
- ・ 台湾からの一般旅行者の誘致活動と今後のトップセールスの在り方を示し、令和 8 年度に向けた事務事業の取組方針を具体的に示せ。

③ ふくしまデスティネーションキャンペーン（以下「D C」という。）の取組状況と事業展開

- ・ 令和 8 年度に本番を迎える D C の取組状況と予算確保に向けた考え方を示し、前回（平成 26 年）の事業展開との違いがあれば具体的に示せ。
- ・ アフター D C までの 3 か年を見据えて、本市を中心とした極上の会津プロジェクト協議会が果たすべき役割と会津地域への誘客目標値を示せ。
- ・ J R 只見線を生かした誘客と周遊観光の推進をどのように展開すべきと考えているのか具体策を示し、ダイヤ改正等の必要性について市の見解を示せ。

④ 国内教育旅行誘致の実績と今後の取組

- ・ 令和 7 年度における国内教育旅行の来訪実績見込と、ここ数年の傾向を具体的に示せ。
- ・ 学校関係者や旅行代理店からの声をどのように吸い上げて誘致活動に生かしているのか示せ。また、それらの声を反映させる取組がどのように行われているのか具体的に示せ。
- ・ 教育旅行市場の調査研究はどのように行われているのか取組状況を示せ。その上で、今後ターゲットとなり得る地域への営業戦略をどのように考えているのか見解を示せ。
- ・ 観光課や会津若松観光ビューローが展開している教育旅行誘致の営業活動の内容と実績を示し、令和 8 年度に向けた新規事業の取組状況と来訪校数などの目標値があれば示せ。

⑤ 観光客の防災対策と安心安全なまちづくり

- ・ 温泉地を含む市内観光地における自然災害や鳥獣被害に対する防災対策についての取組状況と認識を示せ。

- ・ 熊などの目撃情報が本市の観光入込に与える影響をどのように捉えているのか示せ。また、その対策を市は今後どのように取り組むべきと考えているのか見解を示せ。
- ・ 安心安全に向けた観光客向けの情報発信の在り方について市の考えを示し、今後必要と思われる具体策と取組方針を示せ。

(2) 市の障がい者支援政策について

① 市の障がい者支援の現状と課題

- ・ 市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の実数と傾向を示し、障がい 福祉に関する当事者アンケートの目的と実施状況を示せ。
- ・ 市の障がい者支援の取組成果と課題について、主な支援策の目的と成果、障がい者計画の実施状況を具体的に示せ。
- ・ 利用者ニーズとの兼ね合いについて、市内に住んでいる障がい者のニーズをどのように把握しているのか見解を示せ。
- ・ 不足していると思われる各種サービス内容の把握はどのように行われているのか示せ。また、市として今後の取組姿勢や可能性について認識を示せ。

② 福祉事業所の支援状況に対する認識

- ・ 就労継続支援A型（雇用型）の事業実施に向けた取組のうち、市内事業所の現状と今後の需給バランスに対する認識を具体的に示せ。
- ・ 就労継続支援B型（非雇用型）の平均工賃に対する認識を示し、市内事業所の取組状況と市独自の支援策を具体的に示せ。
- ・ 障がい者の解雇が急増しているとの報道がなされているが、その原因をどのように分析しているのか示せ。あわせて、市としての対策があれば示せ。

③ 障がい者雇用に対する現状認識と今後の課題

- ・ 市役所における障がい者雇用率についての認識と課題について、市の障がい者雇用の実績と傾向、今後の可能性について見解を示せ。
- ・ 平成25年4月に施行されている「障害者優先調達推進法」の実績と今後の可能性や方向性を示せ。
- ・ 市内事業所の障がい者雇用の進め方について市の認識と果たすべき役割を示せ。

④ 障がい児者が住みやすいまちづくりに向けた取組

- ・ 障害児通所支援事業所が増えているが、放課後等デイサービスの現状と課題について示せ。あわせて、市内在住の障がいを持つ子どもたちに対する様々な支援実績を具体的に示せ。
- ・ 支援の難しい方を受け入れる事業所が少ない現状と今後の課題について、特に強度行動障害や医療的ケア児等に対する基本的な考え方と医療的ケア児に対する支援実績及び今後市が行うべき支援の必要性を示せ。
- ・ ガイドヘルパーの不足に対する認識と今後の取組方針を示し、その上で市内でのガイドヘルパーの実績と市独自の支援策を示せ。
- ・ サービスを受ける際に必要な計画を立てる相談支援専門員不足の解消に向けた支援が必要と考えるが、市内の相談支援専門員数の現状と推移、今後の支援の可能性について見解を示せ。

⑤ 農福連携の事例研究と今後の可能性

- ・ 「農」と「福祉」（障がい者）の連携に対する市の認識と、その必要性について見解を示せ。
- ・ 令和6年6月5日に公布・施行された改正食料・農業・農村基本法において、新たに第46条に「農福連携の推進」が位置付けられたが、本市の事例研究や取組状況を具体的に示せ。
- ・ 農福連携推進ビジョン（2024改訂版）におけるKPIや技術支援者の育成に対する認識と、本市における今後の可能性について見解を示せ。
- ・ 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち、地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）の活用に向けた考え方と地域協議会設立に向けた取組姿勢について見解を示せ。
- ・ 令和7年4月11日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に対する認識と障がい者雇用につながる農福連携の支援策について市の考え方を示せ。

6 議員 奥脇 康夫（一問一答）

(1) 空き家対策について

① 本市における空き家の現状

- ・ 市では、空き家について、町内会へのアンケート調査やヒアリング調査を実施するとともに、空家等の実態把握の

ための現地調査を行っている。この調査結果については、毎年町内会と共有しており、令和7年3月時点での空き家の実数は1,490戸となっている。令和3年4月に策定された第2期会津若松市空家等対策計画（以下「空家計画」という。）によると、令和2年9月時点における空家実数は1,570戸となっているが、この間の空き家の実数、解消件数及び解消率の推移を示せ。

- ・ 令和2年9月から令和7年3月時点までにおいて、空家状態の判別結果はどのように推移しているのか状態判定別の数値を示すとともに傾向を示せ。
- ・ 空き家と判定された家屋の中には、住人が介護施設又は病院等へ入所・入院したことで、事実上の空家状態となっている家屋も含まれているのか示せ。空き家の数に含まれていない場合、この事実上の空き家を含めた空き家の実数はどの程度増加すると予想されるのか認識を示せ。
- ・ 空家計画によると、適切な管理がされておらず、周辺地域に著しい影響を与える「特定空家」が令和2年10月時点においては14件となっているが、現在の特定空家の件数を示せ。また、これらの特定空家について、市としてどのような対策を講じ、現在に至っているのか推移を示せ。

② 空家計画における空家対策

- ・ 空家計画における空家対策として、発生抑制対策、適正管理促進、利活用対策が示されており、発生抑制対策としては、空家等対策の市民周知、所有者等に対する意識調査、関係業界との連携がある。市は具体策として、空き家を未然に防ぐ情報冊子を作成し、建物等の所有者及び管理者に対する啓発活動や相談窓口に関するチラシを固定資産税納入通知書に同封するなどの取組を行っているが、これらの発生抑制対策から空き家の防止・解消へつながった事例等があれば示せ。
- ・ 山形県鶴岡市では、納税通知書に空き家無料相談会の案内文を同封し啓発を行っている。この相談会は年3回開催しており、毎年所有者に届くためリマインド効果があり、案内文の同封後は相談会に毎年75件以上相談が寄せられているとのことであった。本市においても、随時の相談等に加えて相談会等の機会を設けることで、より効果的な空家対策となると考えるが認識を示せ。
- ・ 適正管理促進に関して、空き家周辺の住人から空家敷地

内の雑草・樹木の繁茂、虫の発生及び動物等の相談及び要望を聞き及び当局へ伝え、対応してもらった経過があった。住人からの相談を受けてからの対応ではなく、例年の経過を鑑み、事前に予防的に所有者へ対応を依頼することも空き家周辺の住人への配慮として必要と考えるが認識を示せ。

- ・ 利活用対策における、リフォーム・除却等の支援制度として、市空家等対策支援事業の手引きには、空家等改修支援補助金及び空家等解体撤去支援補助金がある。うち、空家等改修支援事業補助金の対象事業は、①地域の活性化に資する公共性及び公益性の取組、②会津地域以外からの移住となっており、市内在住の方が空家等の購入や賃貸をしても、公共性及び公益性のある取組でなければ対象とならない。また、申請者が新婚世帯又は子育て世帯の場合は補助限度額が増額される仕組みにもなっており、この事業は移住促進のための事業とも受け取れる。空家等改修支援補助金の空家対策としての効果に対する認識を示せ。また、新婚及び子育て世帯であれば市内在住の方も対象とすれば更なる効果が得られると考えるが認識を示せ。
- ・ 空家等解体撤去補助金は、適正に管理されていない空家等の除却が対象事業となっている。管理されていない空家等のみが対象事業となる理由を示せ。また、空き家の実数として把握されていないが、生活や営業等の使用実態が1年以上ない建物の場合は対象となるのか示せ。

③ 空家等管理活用支援法人の拡充

- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日に施行された。改正の背景には、所有者が空き家の活用や管理について相談等ができる環境が十分ではなく、多くの市町村では人員等が不足し、所有者への働きかけが十分にできていないなどの理由があるとされており、空き家の活用や管理に取り組む空家等管理活用支援法人を市区町村が指定し、所有者への相談対応や、所有者と活用希望者のマッチングなどを行うこととしている。本市における空家等管理活用支援法人の指定団体数又は指定に向けた進捗状況を示せ。

(2) 市営住宅について

① 市営住宅の現状

- ・ 令和3年3月に策定された会津若松市市営住宅長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）によると、令和2

年4月1日現在、市では公営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅を2,517戸管理している。そのうち、入居している住戸は1,883戸で入居率は74.8%。募集を停止している政策空家を除くと入居率は88.7%となる。また、入居人数は3,310人となっている。令和7年4月1日現在の市営住宅総数、入居戸数、入居率、政策空家を除いた入居率を示せ。また、入居者及び入居率に係る近年の傾向を示せ。

- ・ 長寿命化計画によると、令和2年4月1日現在の入居者の年齢別割合は、65歳以上の高齢者が半数近くを占めている。また、平均世帯人員は市全体の2.46人より少なく1.76人となっている。さらに、単身世帯の年齢別割合は、60歳代から80歳代が多くなっている。令和7年4月1日時点での入居者の年齢別割合、平均世帯人員、単身世帯の年齢別割合を示せ。併せて最近の傾向を示せ。
- ・ 令和7年度第3回入居者募集において、19戸の市営住宅の募集が行われた。募集した住宅のうち、単身での申込みが可能な戸数は一般枠、高齢者向け及び高齢者優先枠住宅で合計4戸であったが、募集の結果、申込総数17名のうち15名がこの4戸への申込みであった。令和2年の状況より推察すると、人気の有無はあるにせよ偏った結果であり、応募と供給のニーズが合致していないと考える。可能な限りニーズに合致するために、間取りの考慮も含め単身向け等の戸数を増やすなどの配慮が必要と考えるが認識を示せ。
- ・ 最近、市営住宅内の草、樹木、空き駐車場の使用及び住宅内広場等について様々な要望を頂く。草刈り等は団地住人での対応と聞き及ぶが、高齢者等が多数入居している住宅では対応が難しい場合が多くある。管理者として市の対応が必要と考えるが認識を示せ。また、どのような場合に市が対応するのか示せ。

② 長寿命化計画における事業の設定

- ・ 長寿命化計画では令和12年度時点での市営住宅の管理戸数を約2,000戸と設定している。その内訳を見ると、令和12年時点で耐用年数を超過している住戸も含まれている。現在住んでいることも考慮した上での判断と考えるが、計画期間以降はどのように検討していくのか見通しも含めて示せ。

③ セーフティネット住宅供給促進事業

- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する

る法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）等の一部を改正する法律が令和6年5月30日に成立したことを受け、本市では令和7年4月1日より会津若松市セーフティネット住宅供給促進事業補助金交付要綱が施行された。住宅セーフティネット法制定の背景として、国土交通省は単身高齢者世帯の増加等による要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズの高まりや、単身高齢者などの要配慮者に対する、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安による、民間賃貸住宅の入居に対する大家の拒否感などが挙げられており、他方で民間賃貸住宅の空き室は一定数存在しているとしている。当該事業は、本市において事業開始から一年にも満たない事業ではあるが、当事業の必要性の認識を示すとともに、現在の進捗状況を示せ。

7 議員 村澤 智（一問一答）

（1）介護予防の推進について

① 介護の現状と課題

- ・ 会津若松市における要介護・要支援認定者のうち、要支援1から要介護2までの軽度認定者の割合は、全国平均と比較して高く、要介護3から要介護5までの重度認定者の割合は、全国平均と比較して低い状況にある。この結果は、要支援から重度要介護へ進行しないように取り組んでいる介護予防施策の効果が反映されているものと考えられる。また、会津地方における地域のつながりや支え合いの文化が影響しているとも考えられる。こうした介護予防の取組や地域のつながりが要介護度の進行抑制に寄与していると考えるが見解を示せ。
- ・ 内閣府の「令和5年度高齢社会対策総合調査（高齢者の住宅と生活環境に関する調査）」によれば、親しくしている友人や仲間がいるかとの問い合わせに対し、平成30年度の調査と比較すると、「親しい友人・仲間がいる」または「普通にいる」と回答した人の割合は大幅に低下している。また、人と会話する頻度についても減少傾向が見られる。さらに、ひとり暮らしの高齢者とそれ以外を比較すると、ひとり暮らしの方においてその傾向が顕著であることが明らかとなっている。今後、ひとり暮らしの高齢者が増加することが見込まれる地域社会においては、コロナ禍の影響も踏まえ

つつ、望まない孤独や孤立に陥らないよう、支援や対策を講じることが極めて重要と考える。こうした孤独・孤立の防止に向けた支援や対策について、今後取り組んでいくことが重要と考えるが認識を示せ。

- ・ 国の認知症施策推進大綱における認知症予防の定義は、「認知症にならない」ということではなく、「認知症になる時期を遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味であるとされている。また、各自治体が認知症予防の施策を進めるに当たっては、住民に対する認知症の啓発が最も重要であると記されている。そこで、認知症については、誰でも認知症になる可能性があるということを前提として、「認知症にならない」ということではなく、「認知症になる時期を遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」ということについて、市民が認識し、関心を持てるよう、特に50歳代の早い段階での周知や理解が重要と考えるが認識を示せ。

② 介護予防の取組

- ・ 高齢者の中には「身体を動かしていないから肉は食べない」との声が依然としてある。しかし、肉にはたんぱく質が豊富に含まれており、感情をコントロールする脳内の神経伝達物質であるセロトニンの生成にも関わっている。さらに、体内の筋肉や臓器、骨格を作るための材料としても、肉などに含まれるたんぱく質の摂取は欠かすことができない。いつまでも元気で若々しく生活するためには、むしろ高齢者ほど積極的なたんぱく質摂取が必要であると考える。改めて、高齢者に対し、肉をはじめとするたんぱく質摂取の重要性について周知を図ることが必要と考えるが認識を示せ。
- ・ 日本は「寝たきり大国」と言われており、海外のデータと比較しても、80歳以上の寝たきり率が非常に高い状況にある。医師によれば、日本では「年齢のせいだから仕方がない」という寝たきりに対する諦めの文化が根付いているとの指摘もある。しかし、介護に頼らず自ら体を動かせることは、やりたいときにやりたいことができるという生活の質の確保に直結するものであり、極めて重要である。そこで、健康維持のために簡単な運動としてウォーキングが推奨されている。ただ、ウォーキングには心肺機能を鍛える効果があるものの、それだけでは寝たきり予防には十分

でないとされており、これは、歩行に使う筋肉と、寝起きに必要な筋肉が異なるためである。加齢そのものは避けられない一方で、老化は予防したり進行を遅らせたりすることが可能である。そこで、寝たきり防止に必要とされる「頭起こし」「ねじり腹筋」「お尻上げ」などの筋力維持の運動について、地区で行われている「いきいき百歳体操」などの活動と併せて取り組むことが有効と考えるが認識を示せ。

- カラオケは、音楽を聴き、歌詞を覚える行為によって脳を活性化させる効果があると言われている。特に懐かしい歌を歌うことは、過去の記憶を呼び起こし、認知機能の維持や向上に資するものとされている。また、歌を歌うことは呼吸を整え、発声を行うことで口腔機能の向上が期待されるほか、手拍子をする、リズムに合わせて身体を動かすことによって運動機能の向上にもつながると考えられている。東京都のある区では、音響機器を活用したプログラムを通じて、口腔機能の向上と身体の健康づくりに取り組んでいる事例も報告されている。そこで、地区集会所等への音響機器の設置や補助、市内にあるカラオケ店を活用した高齢者の外出や交流の機会を創出する事業に取り組むことが有効と考えるが認識を示せ。
- 認知症の原因の一つに、脳の前頭葉への血流不足があるとされている。前頭葉は、思考や計画、意思決定、注意力などの高次脳機能を司る重要な領域であり、この部位への血流が低下すると、脳の機能が十分に働かず、認知機能の低下を引き起こす可能性がある。その血流低下の要因として、姿勢の悪さから生じるストレートネックが指摘されている。さらに、この姿勢の問題は、外反母趾や内反小趾などの足趾機能不全や足趾の変形によって引き起こされることが分かってきた。こうした知見を踏まえれば、健康診断の際にセルフチェックシートを活用して足趾の状態を確認し、機能回復に取り組むことは、介護予防につながるものと考える。そこで、健康診断などにおいて、セルフチェックの導入や足趾機能回復への取組を介護予防の観点から推進していくべきと考えるが認識を示せ。
- 近年の研究において、特定のカビから出る毒素が脳にまで悪影響を及ぼす可能性が指摘されている。カビの中には「マイコトキシン」と呼ばれる毒素を作り出す種類があり、

人間にとてはアレルギーや免疫機能の低下、更には神経系への悪影響をもたらすとされている。ある研究では、この毒素が血液脳関門を通過し、脳の炎症を引き起こす可能性があるとも報告されている。こうしたカビは、湿気の高い部屋、結露の多い窓まわり、換気が不十分な押し入れなど、日本のような湿潤な気候においては身近に発生しやすい環境に存在している。したがって、湿度が常に60%以上ある部屋、窓を開ける習慣がない、加湿器を長時間使用している、結露が頻繁に発生しているといった環境に注意を促し、日常の工夫や環境改善によってカビによる疾病リスクを防ぐことが重要である。そこで、住民への周知や啓発に積極的に取り組むべきと考えるが認識を示せ。

- ・ 認知症の初期段階においては、受診をためらう傾向が見られる。自分は病気ではないという認識の欠如や、診断されることへの恐怖心から、頑なに病院へ行こうとしないケースが多く、これは家族にとって最も困難な課題の一つである。しかし、本人の尊厳を傷つけることなく、不安な気持ちに寄り添いながら、早期の診断や治療につなげることが極めて重要である。最新の情報によれば、検査薬メーカーが血液によってアルツハイマー病の診断を補助する検査薬の承認を、11月25日に厚生労働省へ申請した。従来の診断方法では身体的・経済的な負担が大きかったが、この検査薬が実用化となれば、認知症診断に大きな影響を与えることが期待される。そこで検査薬の承認後、速やかに活用できるよう情報収集を進めるとともに、検査費用の補助メニュー等を創設するなど、認知症の診断環境の整備を図るべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 「50の手習い」ということわざがある。これは、かつて「人生50年」と言っていた時代に由来するものであり、寿命が短かった当時、人々は50歳を過ぎると人生の終わりを意識していたが、年齢に関わらず学び続ける姿勢が尊重されていたことを示している。このことわざは、年齢にとらわれず新しいことを学び続ける姿勢の大切さを教えてくれる。興味を持った分野に挑戦することで、人生をより豊かにすることが可能である。退職された先輩方から話を伺うと、退職後の日々を満喫している方がいる一方で、趣味などがないために退屈に陥り、辛くつまらない時間を過ごす、いわゆる退屈地獄に陥っている方も少なくない。そう

した状況を防ぐためには、新しい体験や想定外の出会いを増やし、新しい趣味や地域活動に取り組むことが重要であり、これらの活動は認知症予防にもつながるものと考える。そこで、高齢者が新しい趣味や地域活動に参加するなど、認知症予防につながるような環境づくりを進めることが重要であり、特に50歳代から始めることが重要と考えるが認識を示せ。

- ・ 50歳を過ぎると、同窓会の案内や安否確認の連絡が届くようになる。同窓会は「定年後の最強のネットワーク」とも言われており、旧交を温め、改めて人と人とのつながりを再構築する貴重な機会となっている。近年では、定年後に都会から地方の故郷へ戻り、「故郷を元気にしたい」「故郷を何とかしたい」と問題意識を持って帰ってくる方々も増えている。こうした方々にとっても、同窓会は地域との再接続の場として重要な役割を果たすものと考えられる。そこで、同窓会を開催する団体に対し、費用の補助を行うなど、地域の人材やネットワークの再構築を支援する取組を進めてみてはどうかと考えるが認識を示せ。

8 議 員 小 畑 匠 (一問一答)

(1) 成果を生み出す行政運営の構築について

- ① 市全体の営業力・人材育成・データ活用の現状と課題
 - ・ 本市の事務事業には、誘客・誘致・販路拡大・寄附促進など、市による営業を前提とする事業が多数存在する。こうした事業は、市として戦略や情報共有を十分に行い、進めていくべきと考えるが、現状は各部署の個々の努力に依存しており、組織として十分に活動できているとは言い難い。市として、「攻めの姿勢」を組織全体に根付かせるため、人材育成と体制整備を進める必要があると考えるが、市の見解を示せ。
 - ・ 営業は「行って終わり」ではなく、案件共有・訪問履歴・成約管理を一元化する顧客関係管理（CRM）が不可欠である。現在のように部署ごとの個別管理では、取りこぼしや重複訪問、機会損失が生じかねない。本市における顧客関係管理の状況を示せ。
 - ・ 観光回遊データ、教育旅行データ、ふるさと納税データなど、市は貴重な情報を多く持っている。これらを市内事業者と共有することで、地域の営業力や経済活動の向上を

図るべきと考えるが、見解を示せ。また、どの範囲まで情報を開示・活用し、地域全体の利益に結びつけるのか示せ。

- ・これまでの一般質問において、市における積極的な営業の必要性やPR事業などに特化した攻めの姿勢を持つ人材育成について繰り返し指摘してきた。募集要項・採用区分・求める人物像など、職員採用における要件において、こうした考え方を反映しているのか示せ。

② 新工業団地計画と企業誘致の進め方、地域雇用への影響

- ・企業誘致の環境は大きく変化しており、造成済区画を提示する従来の「レディメイド方式」だけでは機会を十分に捉えられない場合がある。確度の高い区画から段階的に整備する「ショットガン方式」や、企業のニーズを踏まえて適地を柔軟に選定する「オーダーメイド方式」など、複数の手法が考えられるが、今後の企業誘致戦略について、具体的な考え方を示せ。
- ・工業団地の新設に向けては、市・県・国など複数の機関が関与し、手続や協議も多段階に及ぶ。円滑な造成に向け、現在どの機関・部署がどの工程を担い、どこが実質的な主導権（バトン）を持っているのか、役割分担と進捗管理の方法を具体的に示せ。
- ・令和7年9月には、事業区域を当初案より拡大したことに加え、令和7年11月の都市計画審議会では、予定地が優良農地であることへの指摘があった経過がある。これらについて、市としての整理や、妥当性及び整合性をどのように考えているのか示せ。
- ・今般の事業区域の見直しに伴い、従業者の目標数は大幅に増加しているが、市内企業は既に慢性的な採用難に直面している。地域内で更なる人材の競合が生じれば、既存企業の経営や地域の雇用基盤に影響が及ぶおそれがある。新工業団地での新規雇用と既存企業の雇用維持をどのように両立させるのか、根拠とともに示せ。
- ・新工業団地造成後には、道路・上下水道・除雪などの維持管理費用が継続的に発生するが、進出企業数は情勢によって変動し得る。企業数の増減に対する財政リスクをどのように試算し、どのような対策を考えているのか示せ。
- ・進出企業の選定に当たっては、地域との適合性、雇用の質、地域への貢献など地域に長く根づく視点が重要である。市として、どのような判断基準を設け、どのような手続で

選定を行うのか方針を示せ。

- ・ 誘致企業への支援制度は有効である一方、既存企業が相対的に不利となる結果は避ける必要がある。市として、新規企業と既存企業の双方に利益が行き渡る仕組みをどのように構築していくか考えなのか示せ。
 - ・ 現在新工業団地への進出に関心を示す企業は複数存在するが、分譲開始予定期までに意向が変わる可能性が考えられる。市として、企業側の意向をどのような方法・頻度で把握し、計画時期との整合をどのように確保していくのか示せ。
- ③ ネーミングライツ・広告事業における営業体制と取組状況
- ・ ネーミングライツ及び広告事業は、市が提案していく姿勢を持つのか、問合せを待つ姿勢でいるのかで成果が大きく変わる施策である。現在、市として企業への積極的なアプローチを行っているのか、それとも企業側からの相談・問合せを中心に対応しているのか。実態と判断根拠を示せ。
 - ・ 企業がネーミングライツや広告事業を実施するかどうかは、「判断材料が明確に示されているか」が重要であると考える。市として、ネーミングライツ及び広告掲出の候補としてどの公共施設・区画・媒体を想定し、その優先順位や拡大方針をどのように整理しているのか示せ。
 - ・ ネーミングライツや広告事業においても複数部署が個別に企業へ営業を行うことで、同一企業への重複訪問や訪問漏れが生じるおそれがある。案件共有、訪問履歴の一元管理、営業先の調整など、部署横断の営業体制をどのように改善していくのか示せ。
 - ・ ネーミングライツや広告事業は専門性が高く、民間のノウハウを活用することは有効な選択肢である。過去に民間委託により成果が上がった事例も踏まえ、今後の広告事業等での民間活用の考え方を示せ。
- ④ ふるさと納税の取組評価と今後の発展に向けた戦略
- ・ 本市のふるさと納税は、現在、委託事業者のノウハウを活用しながら返礼品数・寄附額とも一定の成果を上げている。しかし、度重なる制度改正により返礼品に対する規制強化が行われており、ふるさと納税を取り巻く環境は大きく変化している。市として、これらの制度変更についてどのように対応し、今後のふるさと納税の戦略に反映していくのか示せ。

- ・ 委託による運営は効率的である一方、市として運営に対する評価軸が不明確であると感じる。返礼品の選定方針、商品企画、PR判断など、委託事業者の提案に対し市はどう評価し、方向性を示してきたのか示せ。また、今後どのような基準で市として業務委託を行っていくのか示せ。
- ・ 寄附者の信頼を高めるには、返礼品だけでなく、使途の報告や本市の魅力を伝える冊子を同封する取組、公式ホームページでの報告の充実などが必要と考えるが、市としてどのような工夫を検討しているのか示せ。
- ・ 教育旅行や観光と同様、ふるさと納税も「会津を知る入口」である。寄附者へのアフターフォロー、再度の寄附につながるコミュニケーション、寄附者を市内事業者へ送客する仕組みなど、「寄附を終点としない関係づくり」をどのように図っていくのか示せ。

⑤ 教育旅行誘致の強化と学校現場との連動による受入体制の向上

- ・ 教育旅行の誘致は、観光分野の中でも安定的な需要を見込める重要施策である。コロナ禍では「密を避けられる目的地」として選択され、過去最高規模の誘致成果を上げた。しかし、現在は全国的な人口減少の影響もあり、教育旅行客数は緩やかに減少傾向にある。市として、この状況をどのように分析し、今後どのように危機意識を持って誘致強化を図っていくのか示せ。
- ・ 本市はこれまで教育旅行の誘致に向け、学校・旅行会社等へ営業活動を行ってきたはずであるが、誘致の成果や他地域との競争状況をどのように把握し分析しているのか示せ。また、営業訪問・提案内容・反応・来訪に至らなかつた理由など、具体的な営業プロセスをどのように検証しているのか示せ。
- ・ 教育旅行の魅力向上には、受入側の体制整備が不可欠である。市として、受入環境や観光事業者との連携をどのように強化し、全体としての満足度向上を図っていくのか示せ。
- ・ 市内中学校（特に中学1年生）の校外学習は、市内の観光コンテンツを実際に体験できる貴重な機会である。これらの行動データや動線は、教育旅行のモデルケースとしても活用し得ると考えるが、市としてこれらのデータ等の活

用可能性をどのように認識しているのか示せ。また、検討している活用方法があれば示せ。

- こうしたデータ活用の視点とは別に、校外学習には教育的側面からの価値もある。教育旅行を題材にした授業や校外学習は、地域の子どもたちが地元を理解し誇りを持つための重要な学習機会である。今後、教育現場での学びを観光施策と意図的に連動させ、地域への愛着や誇り（シビックプライド）の醸成につなげていくべきと考えるが、市の見解を示せ。

9 議員内海基（一問一答）

（1）消費喚起事業について

① 会津コイン還元事業

- 会津コイン還元事業を実施したことによる、会津コイン利用者数、会津コイン加盟店数への影響を示せ。
- 会津コインのメリットとして、取引の可視化があるが、事業期間中どのような店舗で、どのような取引が行われていたのか、傾向を示せ。
- 会津コイン還元事業において、事業内容が一部変更となつたが、令和7年9月時点で4,881名いた還元事業参加ユーザー数は現時点でどの程度増えたのか示せ。また、その要因をどのように考えているのか認識を示せ。
- 令和7年9月時点で予算執行率は29.2%であったが、現時点の執行率を示し、期間内に予算額を達成できるのか見通しを示せ。
- まだ期間中ではあるが、プレミアムポイント事業実施時より利用ユーザー数が少ないことについて、どのように分析しているのか見解を示せ。
- 予算額に達しなかった場合でも期間延長はしないとしていたが、今回の変更により還元対象期間を1か月延長することとなった。会津コインを普及させるためなら理解できるが、消費喚起事業としては、決められた期間の中で消費を促さなければ、事業効果は薄くなると考えるが認識を示せ。
- また、令和7年11月末の決済をもって、既に受けている還元額をリセットするとともに、12月1日からの決済にかかる還元については、1ユーザー当たりの上限額を10,000円から20,000円に変更し、1ユーザー当たりの最大上限額

を30,000円とした。同じユーザーの上限額が増えれば、同じような決済に使われる可能性があり、事業者支援としての効果が広がらないと考えるが認識を示せ。

- ・ 会津コインの仕様上、1人で複数の端末で登録することは可能なのか示せ。
- ・ 会津コインを消費喚起事業で利用するには多くの課題がある。消費喚起事業だけでなく他の事業に活用していくには、まず、会津コインを普及させる取組が必要と考えるが認識を示せ。
- ・ 会津コインの加盟店となるには、資料なども多く他のコード決済を導入するより手続に手間がかかるという話を聞いた。手続の簡素化などの検討は行われてきているのか示せ。
- ・ 他のコード決済は利用しているが、会津コインは利用していないという市民の方も多くいる。他のコード決済の利用者数や利用できる店舗数を市では把握しているのか認識を示せ。

② プレミアム商品券事業

- ・ 申込みのあったセット数と申込者数、当選人数を示せ。
- ・ 申込者の希望のセット数を減らし、少しでも多くの方に利用してもらうために、抽選対象者数を増やすこともできたと考えるが、そういう方法は検討しなかったのか、その理由とともに示せ。
- ・ 抽選に漏れた方にも購入してもらえるよう、会津コイン還元事業の還元額のリセット、上限額の増額といった見直しではなく、プレミアム商品券事業へ事業費を流用することはできなかつたのか見解を示せ。

③ 消費者支援の必要性

- ・ 今回の消費喚起事業は物価高騰により影響を受けている事業者や消費者への支援のために実施されたが、消費者支援については限定的であったと考える。全ての市民が物価高騰の影響を受けているので、消費者支援に重きを置いた支援策が必要と考えるが認識を示せ。
- ・ 消費喚起事業は消費者支援としてそぐわないと考えるが認識を示せ。

(2) サイバー攻撃対策について

① セキュリティ対策の現状と課題

- ・ 令和6年に地方自治法が改正され、地方公共団体がサイ

バー攻撃や情報漏洩防止におけるサイバーセキュリティを確保することが盛り込まれたが、本市ではどういった対応が行われてきたのか示せ。

- セキュリティインシデントは、人的ミスが原因で発生するケースが多い。全職員を対象としたセキュリティ教育を定期的に実施し、最新の脅威や対策について理解を深めることが重要と考えるが、どのような取組が行われているのか示せ。
- ICT専門職創設の必要性について認識を示せ。
- 情報分野の専門性を獲得し、その専門性を対外的にも確認できるようにするため、外部試験受験のための学習の費用面を支援すべきと考えるが、市の取組状況を示せ。
- ICTの専門性を有する人材の待遇向上を検討してはどうかと考えるが認識を示せ。
- 実際にサイバー攻撃を受けてしまったことを想定して、シミュレーションはできているのか示せ。
- インシデント発生時の対応の流れを明確にするための計画を策定し、定期的に訓練を実施することで、実際に事態が起きてしまった場合の対応が適切かつ迅速に行えると考えるが、インシデント対応計画の必要性について認識を示せ。

10 議員 大島智子（一問一答）

（1）高齢者福祉について

① 高齢者の社会参画と生きがいづくり

- 高齢者の活躍促進の取組の一つとして、ボランティア活動の場が提供されている。本市が運営する地域支援ネットワークボランティアの令和6年度の登録者数は131名で、支援の総数は3,209回であった。地域支援ネットワークボランティアに登録している人のうち、高齢者の活動状況を示せ。また、支援要請の内容で多いものを示せ。
- 支援要請があってもボランティアが足りず対応ができない場合もあると市ホームページに記載があるが、ボランティアの対応状況と課題を示せ。また、この対策として検討していることがあれば示せ。
- 地域住民が主体となって運営する地域サロンやいきいき百歳体操などは、地域の生活支援コーディネーターの活躍により増加している。しかし、地域サロンやいきいき百歳

体操の開催に関しては周知が行き届いていない様子が伺える。地域サロンについては、仲間だけで開催しているものと、メンバーを募集している団体もある。それぞれの活動団体についての情報があれば参加につながる方が一定数いると思われるが、住民への情報提供の現状はどのようになっているか示せ。

- ・ 地域によっては移動の問題や、会場が無いなど様々な理由で開催ができない地域がある。高齢者の社会参画を進める中で、通いの場をどう広げているのか示せ。
- ・ 地域サロンやいきいき百歳体操の多くが、つながりづくりポイント事業と連携されており、その効果もあって参加者が増えている。つながりづくりポイント事業の登録団体数は 300 団体を超える、利用者からは「スタンプが溜まるのが楽しい、みんなに会えるのが楽しい。」との声がある一方、改善を希望する声もある。つながりづくりポイント事業に対し、利用者からはどのような声が寄せられているか示せ。また、市民の声を聞き、事業を今後どう改善していくのか示せ。
- ・ いきいき百歳体操サポーターの養成により、どのような効果が出ているのか示せ。また、課題について示せ。
- ・ 県立病院跡地利活用事業、栄町第二庁舎の利活用に向けた取組が進んでおり、市民の期待も大きい。この二つの施設においては、サロンや運動ができる空間としての利用は可能なのか、可能であればどのような使い方が考えられるのか示せ。
- ・ 県立病院跡地利活用事業に関しては、高齢者も運動できるスペースや遊具の設置をすべきだと考えるが見解を示せ。
- ・ サロン活動等を通じ地域に元気な高齢者が増えていくことは大変に喜ばしいことである。こうした方々が、更に地域の支え手として通いの場の立上げや運営、ボランティア活動への参加へつながるよう、次のステップを後押しする取組も大事だと考える。元気な高齢者が次のステージに進み、地域全体を支える力へと発展していくよう、行政として積極的に進めるべきだと考えるが見解を示せ。

② 認知症予防と早期発見対策

- ・ 厚生労働省の調査によると、令和 4 年の認知症の高齢者数は約 443 万人、軽度認知障害（MCI）の高齢者数は約 559 万人と推計され、高齢者の約 3.6 人に 1 人が認知症又

はその予備群といえる状況となった。軽度認知障害の人が全て認知症になるとは限らないが、誰もが認知症になり得ると考えられることから、自分ごとと捉え自分らしく生きる方法を考える時代となっている。本市では、正しい知識を持ち、認知症の人や家族に対して可能な範囲で手助けをする認知症サポーターの養成をしているが、認知症サポーターの養成によりどのような効果が期待されるのか示せ。

- ・ 会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保健事業計画における介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によれば、「週に1回外出していますか」の問い合わせに対し、「ほとんど外出しない」と答えた85歳以上の割合が22.1%で一番多く、また、要支援認定者の一人暮らし世帯の割合は一般高齢者の約2倍であった。本市として外出頻度の低い高齢者の人数や要因をどのように把握しているのか示せ。また、外出のきっかけづくりや移動支援など、外出機会を増やす取組について示せ。
- ・ 外出しない、外出を求める高齢者に対し、認知症予防を含めた介護予防、相談支援、見守りはどう取り組まれているのか、課題とともに示せ。
- ・ 他自治体では近年、A I やI C Tを活用した新しい認知症予防・見守り支援が急速に進んでいる。一つ目に東京都足立区ではL I N Eを使った脳トレ支援「あだち脳活ラボ」を開催している。このアプリは、介護予防、認知症予防を楽しくサポートできるアプリで、8,700人以上が登録している。二つ目に、長野県伊那市では、人との会話が少ない感じる方を対象に会話型ロボットR o m iを無償で市民に貸出し、孤独孤立問題への対策の実証実験を進めている。三つ目に宮城県石巻市では学生により制作されたコミュニケーションロボットA T O M(アトム)による高齢者支援をしている。このアトムをS D G s 広報大使に任命し「コミュニティを核とした持続可能な地域社会の実現」において、スマートフォンの操作が苦手な高齢者を支援し、外出機会の創出を図ること等によって孤独防止等につなげる役割を担っている。本市におけるコミュニケーションロボット・A Iスピーカー、I C T等を活用した認知症予防・会話支援・見守り支援等について認識を示せ。また、このような取組を導入する考えはあるのか示せ。

③ 高齢者の生活支援の充実

- ・ 市内中山間地域の湊地区及び大戸地区において、高齢者見守りサービス「ささえi コミュニティサービス」（以下「ささえi」という。）の実証が令和6年12月2日から令和7年3月31日まで行われた。事業概要では、電話一本で脳の健康度合いを確認する「脳の健康チェック」を提供する取組により、ICTを活用し、日頃から高齢者を見守る中で、異常を検出し、市や地域運営組織、福祉関係者などとの連携による地域見守りサービスの実現性を検証し、方が一の場合の訪問まで含めた、安心安全な地域見守りの仕組みづくりを目指すとある。ささえiを活用した高齢者の見守り支援サービスはどのような実績と効果があったのか示せ。また、事業における課題と今後どのような展開を検討しているのか示せ。
- ・ 市では、ケアが必要な本人や家族のための無料コミュニケーションアプリ「ケアエール」を推進している。このケアエールについて、現在の利用者数、効果及び課題を示せ。また、施設でのケアエールの利用に対する市の認識を示せ。
- ・ 会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における外出する際の移動手段の調査によれば、男性で一番多いのは自動車（自分で運転）、二番目は徒歩であり、女性で一番多いのは徒歩で、二番目は自動車（人に乗せてもらう）だった。移動手段に自動車がないと生活に困るのが現状であり、運転免許を持っていない方も一定数いる。交通空白地への対策は進められているものの、依然として免許を返納した方やバスの路線が近くにない方等には不便が生じている。本市の高齢者が移動手段の確保に困難を抱えている現状について、市としてどのように認識し対策を検討しているのか示せ。
- ・ 市第7次総合計画の政策分野19高齢者福祉における市役所内の連携の事例として「高齢者の方が住み慣れた地域で、安全で安心な生活を継続することができるよう、災害時要支援者支援、交通や買い物が不自由な方への支援等について、関係部局との協議、連携を図っています。」とあるが、交通や買い物についての支援はどのような協議がされているか示せ。
- ・ 喜多方市の公共交通は循環バスが走っていない地域でAIオンデマンド交通「のるーと喜多方」が活躍している。また、高齢者のおでかけを促すように75歳以上の市民には高

齢者おでかけ助成事業として「喜多方高齢者おでかけ助成券」1枚 200円相当の券を1人につき15枚交付している。出かけることにより社会参画が進み介護予防になることと、移動支援につながっている。本市も移動に困っている高齢者に向けた積極的な支援の在り方を検討し進めていくべきと考えるが見解を示せ。

11 議員 高橋義人（一問一答）

（1）本市のスポーツ振興について

① スポーツ施設の充実

- ・ 今後的小・中学校の体育館やその他の公共施設における設備の更新や整備について、公共施設等総合管理計画の中でどのように考えているのか、市の基本的な見解を示せ。
- ・ 市の方向性が明確に示された小・中学校に係る空調設備については、今後どのような具体的な計画を立てていくのか、市の見解を示せ。
- ・ 小・中学校体育館の空調設備設置の計画を策定した上で、市民生活の安全確保と事業の推進のため、市はこの計画を順次実行すべきと考えるが、これに対する市の見解を示せ。また、順次実行を可能とするための財政的な裏付けをどのように確保していくのかを示せ。
- ・ 空調設備の設置後の維持管理と財源確保について、市全体としてどのように取り組むのか示すとともに、学校体育館やあいづ総合体育館への空調設備設置後、多額に上ることが予想される膨大なランニングコスト及び将来的な修繕費用について、市はどのように財源を確保していく考えか示せ。
- ・ 教育委員会単独での予算確保に留めるべきではなく、公共施設等総合管理計画の中に、設備の修繕に使える基金の創設などを組み入れるといった、全庁的な取組を検討すべきではないかと考える。例えば、空調設備の更新や大規模修繕及び高騰する電気代に対応するため、他の公共事業と切り離して「学校体育館空調等維持管理基金（仮称）」を創設し、毎年一定額を積み立てるという方策について、実現の可否と検討開始時期を示せ。
- ・ 空調設備導入に伴う初期費用と、電気代等のランニングコストを継続的に確保するための財政計画、特に国や県からの補助金活用の可能性について、具体的な見解を示せ。

- ・ 全市立学校体育館への空調設置を完了させるための具体的なスケジュールと、設置完了までの期間を示せ。
- ・ 空調設備を設置する際、電気使用料を抑えるために、太陽光パネルの設置等の高効率なエネルギー・マネジメントシステム（BEMSなど）を同時に導入し、効率よく冷暖房を使用できる仕組みを検討する考えはあるか示せ。また、その調査・検討を先行して行う意向があるのか、見解を示せ。
- ・ この取組は、教育委員会だけでなく、公共施設の効率的運営という視点から進めるべきではないかと考えるが、認識を示せ。
- ・ 避難所としての機能維持に必要な費用を捻出するため、地域住民が利用する際の体育館使用料を適正に見直す検討を開始するのか、市の基本的なスタンスを示せ。

(2) 本市の少子化対策について

- ① 本市の合計特殊出生率と出生数及び出生率
 - ・ 令和2年に市が公表した第2期会津若松市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいて、合計特殊出生率を2030年に2.0、2040年に2.2とする目標値を設定したが、現状に対する認識を示せ。
 - ・ また、市の少子化対策に取り組んできた様々な事務事業の評価を示せ。
 - ・ これまで実施してきた「市独自の多子軽減策」について、出生率向上への具体的な効果をどのように評価しているか示せ。また、更なる拡充の必要性について認識を示せ。
- ② 本市の子育て環境と支援策
 - ・ 内閣府の調査によれば、子ども一人が中学校を卒業するまで約1,740万円かかるとされており、この金額が市場に循環するといわれている。学費まで含めると高校卒業までに約2,500万円程度かかるとされている。この金額が域内で循環することを考えると、子育てに係る短期的経済循環は域内である市内に活力をもたらすと考える。また、一人が生涯に納める税金は平均で5,000万円から7,000万円といわれており、人一人が域内にもたらす経済的効果は計り知れないといわれているが、市が考える18歳までの子ども一人が本市にもたらす経済効果について見解を示せ。
 - ・ 市は、少子化という構造的課題に対し、単なる福祉施策ではなく、「未来への最優先の投資」として子育て支援を

位置付け、子どもを生み育てやすい環境を整えるために、子ども一人当たり18歳まで恒久的に月5万円を支給するという大胆な施策の実現を追求すべきと考える。本市が子ども一人当たり月5万円の給付を実施した場合、どのような効果が得られると市は分析しているのか、見解を示せ。

- ・ また、このような大胆な子育て支援策を本市が実施・検討する上で、財政面での課題をどのように整理しているのか示せ。
- ・ また、支給を恒久化するため、若者定着による税収増や高収益な企業誘致といった経済成長による税収の底上げを、最優先で図るべきと考える。経済成長による税収増をどのように図ろうと考えているのか示せ。特に、若者定着策と企業誘致の具体的な連携策を示せ。
- ・ 外部資金の活用を強化するため、市税に頼らない財源として、ふるさと納税の使途を「子育てに関する恒久支給基金」に特化させ、獲得額を大幅に引き上げる戦略を講じるべきと考える。外部資金を活用するための具体的な戦略、特に目標額の設定、PRの抜本的見直しについて、従来の施策からどのように強化するのか、具体的に示せ。
- ・ 共働き世帯を支えるため、休日・夜間・病児保育といった「時間外の頼れるサービス」の施設数と提供時間を大幅に拡充すべきと考える。この拡充の必要性についての認識と、具体的な施設整備及び人員確保の計画を示せ。特に、休日・夜間サービスについて、市民ニーズに対し現状でどの程度不足していると考えるか、見解を示せ。
- ・ 窓口業務や内部事務のデジタル化（DX）を徹底し、削減された人件費や経費を、子育て支援の恒久財源に充当することもできるのではないかと考える。DX推進によって、どの程度の費用削減を見込んでいるのか示せ。また、その全額を子育てに関する恒久支給の財源に充てるべきと考えるが、見解を示すとともに、具体的な削減目標を示せ。
- ・ 利用率の低い公共施設の統廃合を進め、その維持管理費の削減分や売却益を子育て支援に振り向けるために「公共施設再編プラン」を加速すべきである。「公共施設再編プラン」について、現状と今後の見通しを示せ。

12 議員 大竹俊哉（一問一答）

(1) 各種団体の存亡危機について

① 町内会

- ・ 解散した町内会があるが、今後も解散せざるを得ない町内会が増加していくことが予想される。把握している解散に至った経緯を示せ。また、ごみ収集や回覧板、市政だよりなどの市からの配布物がどのような状態になっているか示せ。さらに、解散したことにより生じる地域住民のデメリットとして考えられることは何か示せ。
- ・ 町内会は地域づくりへの参加や協力を市から求められているが、役員の成り手や若い人材がいない町内会・では市からの新たな地域運営組織への参加要請を受け止めるのは困難であるとの意見を今秋の第32回市民との意見交換会でいただいた。これまで市の事務事業執行に際し多大なる貢献をいただいてきた町内会であるが、高齢化した役員の方々にこれ以上の負担をかけるのは誠に忍びないことである。市が進めようとしている地域づくりと各町内会、特に役員の負担増に関する認識を示し、今後の地域づくりと町内会との関わり合いに対する考え方を示せ。
- ・ 町内会・区長会は市の行政運営の柱として必要不可欠な組織であり、市民が支え合って豊かに暮らしていくために今後も在り続けていかなければならぬ地縁組織と考える。しかし、加入方法や組織運営など組織体そのものに関する根拠法はなく、住民自治という名の元に放置されているともいえる。町内会・区長会の目的や加入ルールの明文化、基本的なオペレーションを条例化し、真の住民自治権を確立していくべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 仕事に従事している市民が町内会・区長会の活動へ参加しづらいのは、平日の日中に市の催す会議などへの出席や町内会・区長会の急な案件への対応等、仕事との両立が難しいからであるとの意見が意見交換会で出されている。市民からは、町内会・区長会の活動に従事、参加した場合に証明書を市から発行してもらえば会社への面目が立ち、半休や時間休が取りやすくなるから制度として導入して欲しいとの声もあるが、市の見解を示せ。

② 民生委員・児童委員、主任児童委員、交通教育専門員

- ・ 住民の身近な相談相手として関係機関のつなぎ役や地域の見守り役としてさまざまな活動をしていただいている民生委員・児童委員の成り手がおらず、何年も続けて心身共に疲れ切っている民生委員・児童委員が多い。令和7年12

月に一斉改選された民生委員・児童委員の平均在任期数と平均年齢を示し、成り手不足解消に向けた支援策を示せ。

- ・主任児童委員は、担当区域を持たずに子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員であるが、引き受ける方が年々少なくなってきており、高齢化も進み、思うような活動ができないなどの悩みを抱えている方が本当に多い。主任児童委員の成り手不足解消に向けた取組を示せ。
- ・交通教育専門員とは、交通安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図ることを目的として市から委嘱された行政協力員であり、酷暑や極寒の中でも毎日早朝から街角に立ち、地域の交通安全に貢献いただいている尊い仕事である。しかし、地域コミュニティの希薄化や生活の多様化によって交通教育専門員の引き受け手が少なくなってきたおり、市民の協力により、交通安全が守られていると認識する。交通教育専門員の待遇を改善すべきと考えるが、現行の待遇を示した上で改善に向けた考えを示せ。

③ 地区社会福祉協議会・地区体育連盟・単位防犯団体

- ・地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）は地域の主役が主体となって活動する住民参加型の福祉団体であり、町内会・区長会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、学校関係者、福祉機関の関係者、PTA、地区体育連盟など地域の代表者によって構成されている。しかしながら、主体となるそれぞれの組織が弱体化してしまっており、方針や活動計画は策定できるものの、実際に動くプレイヤーがおらず、広報活動すら思うようにできていないところもあると聞き及んでいる。今後の地区社協に対する市の考えと支援策について示せ。
- ・地区体育連盟の進化系ともいわれる謹教スポーツクラブが主体となり、令和7年秋の謹教小学校・謹教地区合同大運動会が5年ぶりに午後の部も開催された。コロナ禍によって午前中のみの開催が定着し、教員の働き方改革も相まってほとんどの小学校の運動会が午前中の開催となっている中、校長先生の理解や、令和7年6月定例会議での教育長が答弁した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の学校行事とかにできるだけ戻すように」との認識が後押しとなり開催できたことは、地域と学校を結ぶ懸け橋の復活となった。特に参加者全員が輪となって行う謹教小学校伝

統の会津磐梯山縦踊りは地域のお年寄りや未就学児も参加し大変盛り上がり大層喜んでいた。これは地区体育連盟の想いと学校の覚悟が一体となった好事例と考えるが、地区体育連盟の役割と今後において期待する活動について市の認識を示せ。

- ・ 防犯協会は、地域住民や関係団体と協力して犯罪や非行のない、安全で明るい地域社会の実現を目指すボランティア団体であるが、青少年の健全育成や高齢者の見守りなど、教育や福祉にもまたがるような幅広い活動をしている。全国では、警察署からの補助金を活用して防犯カメラの設置に注力している防犯協会が多いそうだが、町内会・区長会や学校の協力がないと難しいのが実情であると認識している。本市が把握している単位防犯団体の活動状況を示し、防犯カメラ設置に際しての市の手助けについての見解を示せ。

④ P T A・保護者会・子ども会

- ・ 一校当たりの児童・生徒数が激減したことや、そもそもの役員候補となる保護者の人数が少なくなっていることや、保護者の教育に対する意識の変化が要因となって、P T A役員の成り手がいない。全国においては、保護者負担とP T A組織の古式然とした体制に不満を覚えP T Aを組織しない学校も増えてきているが、学校のよきパートナーであるP T Aをなくすわけにはいかない。今後のP T A組織の在り方に対する認識とP T A担当教員の負担軽減策や組織運営などに関する今後の支援策を示せ。
- ・ 保育園、幼稚園、認定こども園の保護者会は、市の事務事業でカバーしていないことから、子育て世帯からの意見が福祉行政や教育行政に反映しづらいと認識する。保護者会や子育て世帯からの意見や要望はどのように聴取し、市政に反映しているのか見解を示せ。
- ・ 子ども会が消滅の危機に瀕していると認識するが、子ども会の活動状況と本市児童の令和6年度の加入率を示せ。また、子ども会の活動を活性化させていくための今後の支援策を示せ。

⑤ 消防団女性防火クラブ

- ・ 消防団は消防組織法と消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律を設置根拠とした地域防災にはなくてはならない組織である。しかし、各分団の充足率や稼働

率にはバラつきがみられ、十分な活動ができない分団が今後は出てくることが懸念されている。これらを解消するために、令和7年1月に総務省から消防団員の確保に向けたマニュアルが資料として公表されたが、その評価とマニュアルに基づく確保に向けた市の取組を示せ。

- ・ 女性防火クラブは、女性ならではの視点を生かし、地域住民への防火・防災活動を支援する組織であり、防災教育や住宅用火災報知器の普及啓発、消火器の取扱指導、消防訓練への参加などを行っていると認識する。また避難所開設時や運営等においては、きめの細かい指摘や助言が期待できることから、防災組織としての益々の活動が期待されるところである。本市女性防火クラブの活動実績と隊員数の推移を示し、今後の組織拡充に向けた取組を示せ。

⑥ 行政区の見直し

- ・ それぞれの団体や組織が存続し市民サービスの質と量を維持していくためには、行政区を見直し統廃合していくべきと考えるが見解を示せ。

13 議 員 平 田 久 美 (一問一答)

(1) 次代を創る子どもたちの育成について

① 子どもが安心して生活できる環境づくり

- ・ 第7次総合計画の基本計画の中の政策分野1、「子ども・子育てには、「子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・多様化しつつある中、児童虐待の未然防止・早期発見を図ることが必要です。また、子育てと就業の両立が難しいひとり親家庭を支える体制づくりが必要となっています。」と明記されているが、市はこうした認識のもと、これまでどのような取組を進めてきたのか、具体的に示せ。
- ・ 児童虐待防止の強化を掲げ、関係機関との連携や要支援家庭への支援強化を進めているが、現時点での課題と連携体制の具体的な強化策をどのように考えているのか示せ。
- ・ 家庭ごとの経済状況の違いは、子どもの学習環境にも影響が及びやすく、学習支援や習い事の機会が十分に確保できないなど、子どもにとって必要な学びにつながりにくい状況が生じることが懸念される。子どもの成長や将来の選択肢が家庭の環境によって左右されてしまうことは、本市においても看過できない課題であると考える。そこで、全ての子どもが安心して学べる体制づくりについての認識を

示すとともに、現在取り組んでいる内容とその成果について示せ。

- ・ 子どもが家事や家族の世話、介護を担わざるを得ない、いわゆるヤングケアラーは、家庭の事情から子どもが過度な役割を担うことで、学習時間の確保が難しくなるだけでなく、心身の負担や友人関係の形成にも影響が生じ、健やかな成長を阻害する恐れがある。本市においても、こうした子どもたちへの早期の気づきと支援が求められているが、令和4年度に県が実施したヤングケアラーに対する実態調査の結果を踏まえ、市によるアウトリーチ視点の支援が必要と考えるが認識を示せ。

② 健やかな体の育成

- ・ 子どもの健やかな成長にとって、日々の食事が果たす役割は極めて大きい。体だけでなく脳の発達においても、必要な栄養が日々しっかりと摂取できる環境は、子どもの心身の健やかな成長や学びに向かう力にも影響するとされている。子どもの食育を進めるには、学校や行政の取組だけでなく、家庭での実践が欠かせず、そのためには保護者が基本的な食や栄養の知識を身につけられるよう支援を充実させる必要があると考える。市は、子どもの食育の現状をどのように認識し、どのような課題があると捉えているのか示せ。
- ・ 子どもの食生活を支える上で、保護者の知識と理解を高めることが不可欠だと考えるが、現在どのような啓発や支援策を実施しているのか示せ。また、今後さらに保護者が学びやすい環境や仕組みが大切だと考えるが見解を示せ。

③ オーガニック給食の実現に向けて

- ・ 令和6年2月定例会議において、国の「みどりの食料システム戦略」や「オーガニックビレッジ」の制度を踏まえ、本市として環境負荷の少ない農業の推進とオーガニック給食の実現に向けた方向性について質問したところ、答弁では「認定農業者や流通事業者等を対象として、国の担当者や有機農業生産者による研修会を開催するなど、関係者の意識醸成を図るとともに、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む生産者に対し、国の環境保全型農業直接支払制度により支援している。」とあり、また、オーガニックビレッジについても「生産者、流通事業者及び消費者等の関係者が一体となって有機農業を推進するオーガニックビレ

ツジは、みどりの食料システム戦略で掲げる目標を達成するための効果的な取組の一つであると認識しており、現在関係者との意見交換を行いながら、必要な施策について検討している」との答弁であった。近年、学校給食が注目される背景には、農薬など食の安全性、アレルギーの増加、栄養偏重、加工食品への依存、食生活の乱れなど複合的な課題が挙げられる。その改善にあたって「地元で生産される有機農産物を給食に利用していくこと」は、子どもたちの健康と未来を守る観点からも、全国的に注目されており、各地でオーガニック給食が広がっている背景には、地産地消による有機農産物の安定需要が有機農業の拡大につながること、そして学校給食が地域循環の起点となり、持続可能な農業と地域経済の活性化にもつながっていることなどが挙げられる。このことから本市においても強く推進していくべきと考える。国のみどりの食料システム戦略が掲げる目標の達成に向けて、その後どのように取り組んできたのか、その進捗状況とあわせ、オーガニックビレッジに対する制度活用に向けた検討状況、関係団体との協議状況について示せ。

- ・ 有機農家育成策の取組とその進捗状況、またオーガニック給食を起点とした有機農業拡大に向けた取組を示せ。

④ 部活動地域移行の現状

- ・ 国は、教職員の働き方改革の推進と子どもたちが継続してスポーツや文化活動に親しめる環境整備のため、令和8年度から令和13年度までの「改革実行期間」において、原則全ての学校で休日の部活動を地域で行うことを目指す方針を示している。本市においても、この方針を踏まえ、地域移行に向けた検討や試行的な取組が進められていると承知している。令和8年度の完全移行に向けて、現時点での進捗状況と課題認識を示せ。
- ・ また、令和8年4月からの完全移行ということもあり、保護者や教育現場からは不安の声もあると聞き及んでいるが、保護者や地域住民、子どもたちへどのように情報提供し、理解と協力を得ていくのか示せ。

(2) 家庭教育の推進について

① 家庭教育の推進と支援策

- ・ 家庭教育支援は子どもの健やかな育ちを支えるだけでなく、学校教育の質を高めるためにも不可欠な施策である。

保護者が安心して子育てに向き合える環境を整え、家庭の教育機能が適切に発揮されるよう支援することが、自治体として求められているが、国が示す家庭教育支援の位置付けや役割を踏まえ、市として家庭教育支援をどのように捉えているのか示せ。

- ・ 地域や社会とのつながりを失い、支援や交流が乏しい状態に陥り、相談できる人や助け合える環境がなく親が育児や生活を一人で抱え込む状態を意味する、いわゆる子育て家庭の孤立を未然に防ぐためには、保護者が気軽に相談しやすい仕組みづくり、地域や学校との連携強化など家庭教育支援の充実に向けた取組が重要だと考えるが認識を示せ。
- ・ 家庭教育支援の充実に向けて、市として家庭と学校をつなぐ支援体制を今後どのように強化していくのかを示せ。
- ・ 家庭教育支援の体制構築に向け、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談員などの専門職をどのように確保していくのか見解を示せ。

14 議 員 石 田 典 男 (一問一答)

(1) 第三次・担い手3法と本市の公共事業との整合性について

- ① 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律
 - ・ 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善に対する市の対応を示せ。
 - ・ 地域建設業等の維持に向けた環境整備に対する市の対応を示せ。
 - ・ 新技術の活用等による生産性向上に対する市の対応を示せ。
 - ・ 公共工事の発注体制強化に対する市の対応を示せ。
- ② 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律
 - ・ 労働者の処遇改善に対する市の対応を示せ。
 - ・ 資材高騰に伴う労務費へのしづ寄せ防止に対する市の対応を示せ。
 - ・ 働き方改革と生産性向上に対する市の対応を示せ。
- ③ 改正建設業法の全面施行への対応
 - ・ 労務費の基準の作成等による明確化及び通報制度の導入に対する市の対応を示せ。
 - ・ 監理技術者配置の要件変更に対する市の対応を示せ。

- ・ 特定建設業許可の条件見直しに対する市の対応を示せ。
 - ・ 違反時における罰則の強化に対する市の対応を示せ。
- ④ 令和 7 年 2 月 10 日以後に入札公告する工事における月単位の週休 2 日工事の導入
- ・ 令和 7 年度における各部局の発注実績並びに以降の見込み件数及び総額を示せ。
 - ・ 制度導入前と比較して発注額や工期の状況に変化はあったのか示せ。
 - ・ 制度導入後の課題について見解を示せ。
 - ・ 協力企業を含めた受注者との意見交換の状況を示せ。
- ⑤ 令和 7 年以降想定される公共事業における担い手確保、地域建設業等の環境整備及び労務費の処遇などを含む建設業法改正の認識
- ・ 令和 7 年 5 月に公表された新斎場整備基本計画では、概算事業費として施設整備費約 46.2 億円、土地整備費約 6.8 億円の計約 53 億円が示されたが、D B O 方式による事業手法の妥当性について、今般の建設業法等の改正を踏まえ見解を示せ。また、基本的なコンセプトとして示された「災害に強く安全・安心な施設」の概要を示せ。
 - ・ 令和 6 年 3 月に公表された（仮称）会津若松市新工業団地基本計画では、用地費と補償費を含まない概算事業費として調査業務、用地取得業務、設計業務、施工業務、その他で税込 24 億 5,080 万円、事業区域約 16 ヘクタール、D B 方式での施工との内容であったが、その後の令和 7 年 9 月 4 日開催の議員全員協議会では、事業費の増大や事業区域を約 30 ヘクタールに拡大することなどを含む事業の見直しが示された。このことについて、今般の建設業法等の改正を踏まえ見解を示せ。
 - ・ 令和 7 年 8 月 20 日開催の建設委員会協議会で示された「会津若松駅前都市基盤整備事業基本計画（案）」では、バス・タクシー乗り場、一般車送迎場としての交通広場、駅前交差点や東西道路の周辺道路、市、J R 東日本及び J R 貨物が所有する土地の再配置に係る概算事業費として、周辺道路、ロータリー、造成費 16 億 7,100 万円、移転補償費等 11 億 4,300 万円、調査設計・事務費等約 4 億 100 万円の計 32 億 1,500 万円が示されたが、事業について今般の建設業法等の改正を踏まえ見解を示せ。
- ⑥ 地元企業との協議の有無

- ・ これらの関係法の改正や公共事業の計画に際して、本市にある建設産業関連の商工会議所を含む、各種団体、組合等との協議、説明会等の開催があればその概要を示せ。

(2) 市民の住環境改善への対応について

① 本市循環型地域経済活性化奨励金制度の廃止

- ・ 令和 6 年度をもって奨励金制度の申請受付が終了したが、制度導入時からの交付件数と交付金額、利用された特定会社数、利用された登録加盟店の業種、業者数の交付完了時点での概要を示せ。
- ・ 会津ハウス普及推進協議会との連携の経緯と結果を示せ。
- ・ 令和 6 年度までの行政評価結果報告書での内容の推移と事業廃止に係る府内検討の概要を示せ。
- ・ 市政だより令和 6 年 4 月 1 日号で制度終了の周知がされているが、商工会議所を含む関連団体との協議経過について示せ。

② 住環境の改善へのサポート

- ・ 地元企業の経済循環等支援に対する見解を示せ。
- ・ 市民に対する支援の見解を示せ。
- ・ 国、県等の各種補助メニューと本市行政におけるサポートについて見解を示せ。

15 議員 謙 矢 隆 (一問一答)

(1) 農業の振興策について

① 米・食味分析鑑定コンクールに向けた取組

- ・ 令和 9 年 12 月、本市において米・食味分析鑑定コンクールが開催される。令和 7 年度の地産地消まつりにおいて開催された米・食味コンテストの目的と成果を示せ。
- ・ 米・食味分析鑑定コンクールを「コメどころ会津」を売り出す絶好のチャンスと捉え、既に実施してきた自治体の例を示しながら、市の計画を示せ。

② 本市の農地活用政策

- ・ 令和のコメ騒動が一段落したとはいえ、米価の高騰は今も続いている。令和 7 年産米が高止まりしている中で鈴木農林水産大臣がコメの価格には関わらない旨の発言をした。結果として、稻作農家の不安は解消されないばかりか増大しているとの声がある。さらに、農業用資材や機械の高騰もあり、新たな設備投資や経営規模の拡大は望まない農業者も多いのではないかと考える。令和 7 年 4 月までに全国

約 1,600 市町村で取りまとめられた地域計画において担い手に位置付けられなかつた約 3 割の農地が 10 年後に受け手がないことが明らかとなつた。本市における地域計画の数値を示せ。あわせて、そのことに関する市としての認識を示せ。

- ・ 鈴木農林水産大臣は、日本の農地面積の約 4 割が中山間地や耕作不利地であるとしつつ、これまでの施策では中山間地域の衰退を止めることができなかつたとして、これらの地域を守り暮らしていける農業を目指すとした。これまで本市が取り組んできた中山間地における営農対策を示すとともに、課題を示せ。

(2) 脱炭素推進事業について

① 脱炭素推進事業の進捗状況

- ・ 市は、令和 3 年「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050 年までのなるべく早い時期に二酸化炭素排出量をゼロとするべく令和 5 年度には国の脱炭素先行地域に応募し、同年選定され、令和 6 年度から 5 年間の事業を進めている。しかし、令和 6 年度当初予算において「脱炭素先行地域推進事業補助金」約 7 億円を計上したにもかかわらず、令和 7 年 2 月補正予算において約 4 億円ほど減額し、令和 6 年度決算額は 2 億 9,000 万円であった。全体事業の内容と今年度の進捗状況を示せ。

② 脱炭素先行地域推進事業と風力発電事業との関連性

- ・ 脱炭素先行地域推進事業を進めるに当たり、市は三つのモデルエリアを選定した。なかでも湊エリアは、鶴ヶ城周辺エリアや会津アピオエリアと比較したとき、特に住宅数・人口数のみならず商業施設や公共施設の立地などの面でゼロカーボンを目指すための効果はかなり低いと考える。湊エリアには、現在風力発電事業者であるコスモエコパワー株式会社が 2 メガワットの風力発電施設を 8 基稼働している。なぜ湊エリアを選定したのか、風力発電計画の影響があったのかを含め、理由を示せ。
- ・ 令和 7 年 8 月 19 日の文教厚生委員会協議会において、風力発電事業の状況について報告している。趣旨は、市内における風力発電事業について、市民や環境団体から猛禽類保護など様々な観点から要望が寄せられているため、現在 4 事業者から 3.2 から 6.1 メガワット級の風車を最大で 30 基程度建設する計画が示されており、それら事業計画の進

捲状況や市の考え方、対応等について情報共有するというものであった。うち、クリーンエナジー合同会社の計画は既に環境影響評価準備書の手続が終了し評価書の作成を行っていて、会津若松みなど風力発電合同会社とコスモエコパワー株式会社においては環境影響評価準備書の作成中である。クリーンエナジー合同会社については既に準備書の手続が終了している。環境保全の見地からの意見はあったのか示せ。

- ・ 同時に、「風力発電事業・猛禽類保護に関する市の基本的な考え方」では、「市には風力発電事業の直接の許可権限はありませんが、一方、環境影響評価の手続において、県知事から意見を求められ、また、国有林における風力発電事業に際しては、事業者から同意が求められます。」「地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する地域共生型の再エネ導入を支援」及び、「迷惑施設ととらえられる再エネには厳しく対応」という国の考え方を踏まえ、会津若松市第3期環境基本計画では「地域と合意形成が図られ、地域課題の解決につながるような再生可能エネルギー発電事業を推進する」ものといたしました」とも説明している。国の考え方との違いはあるのか示せ。地域の合意形成が図られるとはどういうことか、地域課題の解決につながるようなものとはどのような事業か、さらに、推進するとはどういうことを意味するのか示せ。
- ・ 令和7年2月、環境省が令和6年度脱炭素先行地域中間評価の総評について公表した。対象自治体は令和4年度に選定された44地域であった。最終年度である令和8年度までにおおむね実現可能な選定提案自治体数は5にとどまるようである。いずれの選定自治体においても進捗が遅れている事業等については、計画のモデル性を維持した上で一部の事業のスリム化を実施するとともに、重要な事業への一層の注力を期待するとし、スリム化により60億円程度の地域脱炭素推進交付金の計画額が縮減される模様である。さらに、地域課題の解決やそれを通じた地方創生への寄与を適切に把握できるように個別KPIの精査を求め、22提案において個別KPIの内容を変更もしくは新たな個別KPIを追加したとしている。既に三つの自治体がこの事業を辞退している。これらの動きに対する市の認識を示せ。

(3) (仮称) 新工業団地整備事業の進捗について

① (仮称) 新工業団地整備事業の進捗状況

- ・ (仮称) 新工業団地整備事業を進めているが、農地転用等の許可権者である県との協議の経過と現状を示せ。
- ・ 執行率 8.7 % であった令和 6 年度の工業団地整備事業特別会計の決算だが、繰り越した予算の現在の執行状況を示せ。
- ・ 市は、(仮称) 会津若松市新工業団地の整備面積を大幅に拡大する考えのようだが、その根拠を示せ。
- ・ 令和 6 年 3 月に公表された(仮称) 会津若松市新工業団地基本計画で示した用地費や補償費を除いた概算事業費約 24 億 5,000 万円は、どの程度に増額されると考えているのか、財源を含めて考え方を示せ。
- ・ (仮称) 会津若松市新工業団地の整備完了時期及び完売予定期を示せ。

(4) 家庭ごみ直接搬入検査場所について

① 家庭ごみ直接搬入検査場所

- ・ 家庭ごみ直接搬入の検査場所が新ごみ焼却施設整備に伴い追手町第二庁舎へ変更された。多くの市民から検査場所はごみ処理施設の近くにしてほしいとの要望がある。市民の声に応えるべきと考えるが認識を示せ。

16 議員 成田 芳雄 (一問一答)

(1) 赤井谷地沼野植物群落について

- ・ 赤井谷地沼野植物群落(以下「谷地」という。)は、湊町赤井地区にあり、泥炭地特有の北方系の植物相を持つことから、昭和 3 年 3 月 24 日、国から「天然記念物」として指定され、さらに平成 19 年 2 月 6 日にも追加指定された。谷地は約 4 万年前の磐梯山の噴火により、猪苗代湖の出口が塞がれ、猪苗代湖と一体の湖となつたが、その後の流水により猪苗代湖から切り離され、約 1 万年前から泥炭の堆積が始まり、泥炭層は約 3 メートル堆積していると言われている。自生する植物は約 200 種類、そのうち 38 種が樺太と共に北方系の植物で、水芭蕉やホロムイイチゴ、ツルコケモモ、モウセンゴケ、サギスゲなどである。第 2 次世界大戦後の食糧難の時代は、谷地周辺が開田された結果、谷地の乾燥化が進んだため、市と県は、平成 4 年から平成 8 年にかけて現況調査を行い、市は平成 12 年に、「天然記念物赤井谷地沼野植物群落保存管理指導会議」を設置し、

原則として年1回、専門家による指導を受け保全に努めている。そこで質問するが、谷地の概要を示せ。

- ・ 市は、平成4年から平成8年にかけて現況調査を行い、平成12年に「天然記念物赤井谷地沼野植物群落保存管理指導会議」を設置し、原則として年1回、専門家による指導を受け保全に努められたようであるが、平成12年以前の谷地の維持管理は、どのようにしていたのか示せ。
- ・ 谷地の現状はどうなのか示せ。
- ・ 今後、谷地をどのように活用しようと考えているのか示せ。
- ・ 令和7年7月15日には、谷地の近くにある猪苗代湖はラムサール条約湿地に登録された。登録されると、国際的に重要な湿地として国内外から注目が集まり、知名度の向上やイメージアップにつながり、教育の場としての活用や、観光・レクリエーション等で人が訪れ、地場産品のブランド価値が高まる。谷地もその仲間に入れるよう環境整備すべきと考えるが、認識を示せ。
- ・ 谷地の記念物に影響を及ぼさないよう木道を設置し、多くの方に散策していただき、地域活性化の一端とすべきと考えるが、認識を示せ。

(2) 会津縦貫南道路と国道118号門田工区の整備について

- ・ 令和7年10月30日に開催した「令和7年度区長会対話集会」において、大戸地区は、地域自治・コミュニティの活発な活動により、強い絆を基に、特色ある地域づくりを目指すため、国道118号沿い及び会津縦貫高規格道路建設に伴うインターチェンジ及びその関連として、大戸地区まちづくり活性化の重要な拠点として、「(仮称)道の駅オオト」の設置を市に強く要望した。市の回答は、会津縦貫南道路の整備ルートが不明確な現状において、道の駅設置の検討を進めることは難しいため、引き続き同道路の整備に関する動向を注視しながら、道の駅設置の効果を含めて調査することだった。私は令和4年9月定例会議で、大戸町は計画されている会津縦貫南道路の通り道となり、地域活性化のためには、本市と隣接し、「道の駅」がない会津美里町と共同で道の駅の建設を計画する絶好のチャンスだと提案した。それに対する市の答弁は、道の駅の整備は、相当の整備費や道路との設置要件を満たす場所の選定、適切な管理運営の主体の確保、観光客が減少する冬季間の経

営、近隣の道の駅との競合、近隣商業施設へ与える影響等様々な課題がある。縦貫南道路開通に向けた大戸地区の活性化策も、整備ルートが不明確な現状では検討を進めるることは困難だが、これが現在の計画路線が、整備区間と格上げされれば具体的な対応を進めることができることで、先に述べた大戸地区への答弁と全く同じだった。そこで、会津縦貫南道路や国道の整備は、国の代替で県の所管であるが、市は、会津縦貫南道路でまだルートを発表していない南第2工区及び第3工区の整備ルートや、工事着手の発表はいつか。なぜ発表できないのかについて示せ。また、国道118号門田工区の道路拡幅整備は、平成27年度から令和2年度に掛けて、県の復興公営年貢町団地中心に整備されたが、そこから北側、南側は整備されていない。そこは、いつから着手するのかについて、市は情報収集や要望活動をすべきと考えるが、認識を示せ。

(3) 鳥獣被害対策について

- ・ 令和4年7月27日、門田地区でツキノワグマによると推定される死亡事故が発生した。当時の市の対応は、地区住民が熊を目撃してから2時間35分後に、第一報を受け行動を開始した。これは、誰からも通報が無かったからである。鳥獣を発見した場合は、一刻も早く地区住民へ注意喚起の広報をしなければ、再発生の可能性がある。そこで有害鳥獣を目撃した人が、即区長等に連絡し、地区にある放送設備を活用し、注意喚起の広報ができるよう初動体制システムを構築すべきだと考える。そのため、令和4年9月定例会議で鳥獣被害対策について質問し、ツキノワグマやイノシシの影響が想定される山沿いの町内会は、概ね100町内会であり、そのうち地区放送設備があるのは30町内会である。そのため、放送設備を設置していない地区には、地域内における緊急情報や連絡事項を伝達するため、早急に設置できるよう予算措置をすべきだと指摘した。それに対する市の答弁は、地区放送設備は、それぞれの地区で設置し管理しており、地区の様々な行事や活動等を地区の方々に伝達する手段として使用されており、市は設置に関する補助等は行っていないが、一般財団法人自治総合センターの助成制度として、地域コミュニティーの発展の観点から屋外放送設備に関する助成もあり、必要に応じ紹介している。とのことだった。そのような中、令和7年2月定例会

議では、防災行政無線関連経費として6億106万円計上し事業化している。そこで質問だが、令和7年1月1日から11月末までの鳥獣発見数を示せ。

- ・ 令和7年1月1日から11月末までの鳥獣被害者数を示せ。
- ・ 鳥獣被害対策は、ただ単に補助金を交付するだけで良いのか、認識を示せ。
- ・ 現在使用している電気柵設置で被害を防止できているのか、認識を示せ。
- ・ 市職員は、災害防止のため、わな掛けや電気柵設置等において、積極的に現場に出て、市民へのアドバイスや支援すべきと考えるが、認識を示せ。
- ・ 電気柵設置場所の計画等は、誰がしているのか示せ。
- ・ 地区放送設備と防災行政無線との関連性を示せ。
- ・ 地区放送設備を利用している集落は、設備等の老朽化や故障等による修繕費等において、市からの支援等はないのか示せ。
- ・ 地区放送設備と防災行政無線の今後の在り方を示せ。
- ・ 今後の鳥獣被害対策を示せ。